令和元年度

福祉の概要

横手市福祉事務所



(目次)

傾引	Еф (の概要	1
	1.	地理·地勢 ·	1
	2.	人口·世帯等	2
横引	₽市:	福祉事務所の概要	3
	1.	福祉事務所組織機構と職員の状況	3
	2.		4
	3.	福祉行政予算	5
生活	5保	護(生活保護の動向)	6
	1.	被保護人員・世帯の保護の状況	7
	2.	保護の種類(扶助別)の人員	-
	3.	保護世帯の労働類型別の状況	7
	4.	保護世帯の世帯別の状況	7
	5.	保護の開始状況	7
	6.	保護の廃止状況	7
	7.	扶助別支給状況	8
児重	直福:	祉(児童福祉の動向)	
	1.	保育所等	10
	2.	児童手当	13
	3.	児童扶養手当	13
	4.	特別児童扶養手当	13
	5.	児童健全育成事業	14
	6.	要保護児童対策	17
		児童福祉施設	
	8.	その他	18
母于		、子福祉(母子·父子福祉の動向) ····································	
	1.	横手市の母子・父子世帯	20
	2.	母子·父子福祉事業 ····································	21
	3	71とり親家庭支援事業	22

(陣かい)	者福祉(障がい者福祉の動向)	23
1.	障がい者福祉事業の概要	24
2.	身体障害者手帳所持者	25
3.	療育手帳及び精神保健福祉手帳所持者	26
4.	本市における地域生活支援体制	26
5.	自立支援給付の状況	27
高齢者	福祉	32
1.	超高齢化社会の到来と高齢者福祉施策の基本方針	32
2.	地域における生活支援体制の構築	33
3.	地域見守り体制の構築	33
4.	敬老意識の醸成	34
5.	日常生活への支援	35
6.	健康づくりの推進	36
7.	生きがいづくり・社会参加の促進	37
8.	在宅介護への支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	37
9.	高齢者が暮らしやすい住宅環境の整備	39
10.	要援護高齢者の保護	39
介護保	険 ····································	40
介護保 1.	険	
	被保険者の推移 ····································	40 40
1.	····································	40 40
1. 2.	ー 被保険者の推移 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	40 40 41
1. 2. 3.	被保険者の推移 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	40 40 41 42
1. 2. 3. 4.	被保険者の推移 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	40 40 41 42 43
1. 2. 3. 4. 5.	被保険者の推移 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	40 40 41 42 43
1. 2. 3. 4. 5.	被保険者の推移 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	40 40 41 42 43 43
1. 2. 3. 4. 5.	被保険者の推移	40 40 41 42 43 43
1. 2. 3. 4. 5. 6. 地域包	被保険者の推移	40 40 41 42 43 43 44
1. 2. 3. 4. 5. 6. 地域包 1.	被保険者の推移	40 40 41 42 43 43 44 44 45
1. 2. 3. 4. 5. 6. 地域包 1. 2.	被保険者の推移	40 40 41 42 43 43 44 44 45 46
1. 2. 3. 4. 5. 6. 地域包 1. 2. 3.	被保険者の推移	40 40 41 42 43 43 44 44 45 46 47
1. 2. 3. 4. 5. 6. 地域包 1. 2. 3. 4.	被保険者の推移	40 40 41 42 43 43 44 44 45 46 47
1. 2. 3. 4. 5. 6. 地域 1. 2. 3. 4. 5.	被保険者の推移	40 40 41 42 43 43 44 45 46 47 51
1. 2. 3. 4. 5. 6. 地域 1. 2. 3. 4. 5.	被保険者の推移 要介護・要支援認定者の推移 受給者数 給付実績(平成28年度~30年度) 第1号被保険者の介護保険料 介護保険施設等の設置状況 括支援センター事業 横手市地域包括支援センターの動向 横手市地域包括支援センターの概要 横手市地域包括支援センターが所管する地域支援事業の構成 令和元年度事業計画 平成30年度事業実績	40 40 41 42 43 43 44 45 46 47 51

横手市の概要

1. 地理•地勢

地 理

本市は、秋田県の内陸南部に位置し、東の奥羽山脈、西の出羽丘陵に囲まれた横手盆地の中央で、東西に約45km、南北に約35kmの広がりをみせています。総面積は692.80kmで秋田県の約6.0%を占めています。

土地利用については、耕地が178k㎡、森林が375k㎡、原野28k㎡、宅地29k㎡となっており、県内の平均値(可住地面積割合)と比較してみても、耕地(田畑)と宅地による平坦地が多いことがうかがえます。こうした状況の中、奥羽山系に源を発する成瀬川と皆瀬川が合流した雄物川及び横手川が貫流し、豊かな水と肥沃な土壌により、国内有数の穀倉地帯を形成するとともに、美しい田園風景を醸し出しています。

気候は、盆地であるため、一日の気温較差が大きく風はあまり強くないという特徴があり、典型的な積雪寒冷地で昭和49年には豪雪により市民生活に大きな影響が出ました。また、平成23年2月には、統計を開始して以来の最深積雪となる192cmを記録しています。雪は、人が生活するには厄介なものである反面、横手市の環境に潤いをもたらす貴重な水資源ともなっています。

鉄道については、地域内にJR奥羽本線と北上線が通り、大曲駅を経由して秋田新幹線で約3時間40分、北上駅を経由して東北新幹線では約4時間10分で首都東京と結ばれています。

道路網については、国道13号と国道107号が地域内で交差し、平成9年には秋田自動車道が東北自動車道と接続され、秋田市、北上市ともに45分で結んでいます。さらには、横手ジャンクションを介して湯沢横手道路(将来、東北中央自動車道)が秋田自動車道と交差しているほか、国道342号と国道397号が東に走り岩手県一関市、奥州市方面と結ばれており、本地域は県下でも有数の交通の要衝になっています。

地 勢

市内全域には570か所余りの遺跡が点在し、およそ1万5千年前の旧石器時代から、人びとの暮らしが営まれてきたことを伝えてくれます。現在のような田園風景は、奈良時代に律令国家がこの地に平鹿郡を造ったことにより、その基礎が確立されました。平安時代には、奥州藤原氏の平泉文化へと連なる、後三年合戦(1083~87年)がこの地域を舞台に繰り広げられ、その史跡や伝説が多く遺されています。中世以後の横手は小野寺氏が治め、江戸時代には横手に秋田藩の城代が置かれ、常に県南の中心地域として発展してきました。明治以降は幾多の町村合併を経て、平成17年10月1日に、横手市、増田町、平鹿町、雄物川町、大森町、十文字町、山内村及び大雄村の8市町村合併により、人口約10万人となり秋田県第2の都市となっています。

2. 人口、世帯等

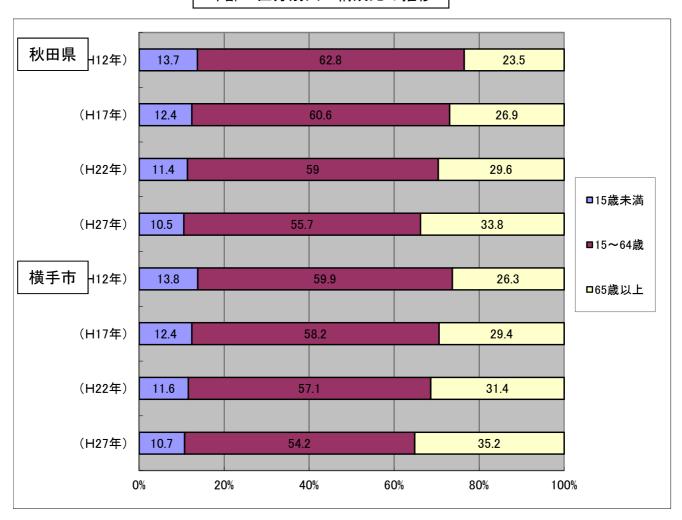
平成27年の国勢調査によると、人口は92,197人で、前回調査の平成22年より6.3%、6,170人の減少となっています。一方、総世帯数は31,463世帯と前回の平成22年より1.1%、344世帯減少しています。

昭和55年以降の推移をみると、人口は昭和55年をピークとして減少傾向にあります。総世帯数は前回の平成22年調査までは増加傾向にありましたが、平成27年では減少に転じています。

年齢三区分別人口についてみると、65歳以上の老年人口の構成比は35.2%で平成22年の前回調査より3.8ポイント(秋田県4.2ポイント)増加の32,319人となっています。また、0歳から14歳までの年少人口の構成比は10.7%で、前回調査より0.9ポイント(秋田県0.9ポイント)減少の9.805人となっています。

少の9,805人となっています。 秋田県全体で少子・高齢化が進展していますが、本市の高齢者割合は秋田県の平均を上回っています。(下表「年齢三区分別人口構成比の推移」)

年齢三区分別人口構成比の推移



※平成12年の「横手市」は、旧8市町村の合計値をもとにした構成比。

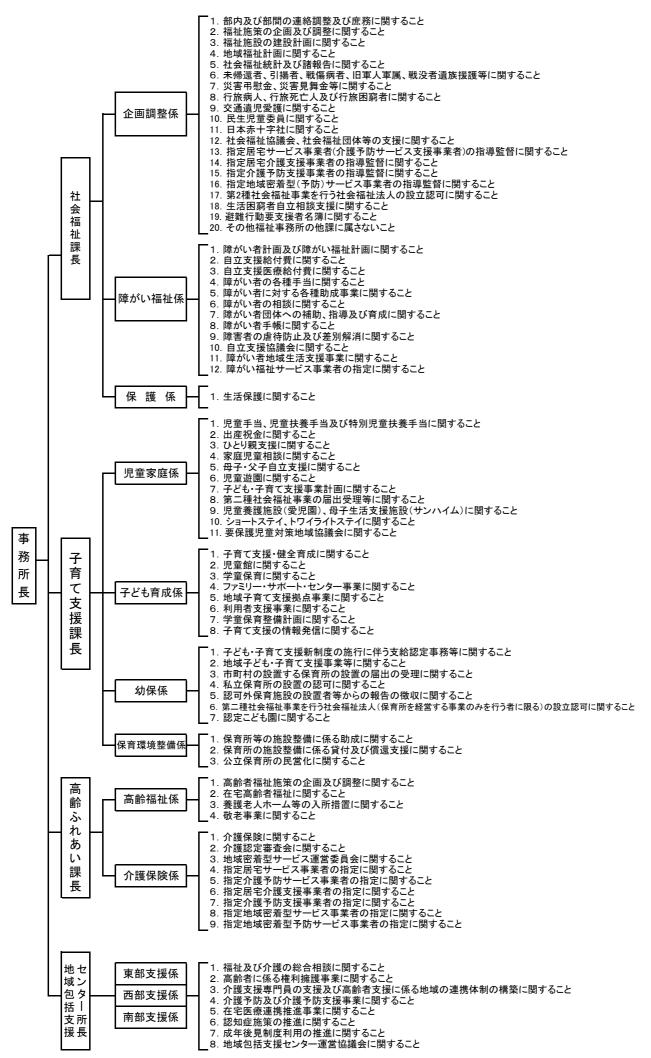
横手市福祉事務所の概要

1. 福祉事務所組織機構と職員の状況

令和元年5月1日現在

事務所長 社会福					
社会福			1人		
十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二					
			1人		
社会福	国祉課政策	策監	1人		
	企画調	整係長	1人		
		担当職員	5人		
		一般事務補助(非常勤職員)	2人		
	障がい	福祉係長	1人		
		担当職員	3人	4	
		障がい認定調査員(非常勤職員)	2人		
	/D =# /5	地域生活支援拠点整備コーディネーター(非常勤職員)	1人	\//	
	休護徐	·長(査察指導員兼務) 査察指導員	1人 1人	V //	
		1年宗和等員 ケースワーカー	8人		
		就労支援専門員(非常勤職員)	2人		
		医療・介護事務専門員(非常勤職員)	2人		
		面接相談員(非常勤職員)	1人		
		特別相談指導員(非常勤職員)	1人		
子育で	支援課	E	1人		
主幹			1人		
	児童家	庭係長	1人		
		担当職員	3人		ま
		家庭児童相談員(非常勤職員)	5人		ち
		母子自立支援員(非常勤職員)	3人	« — <u> </u>	ちづ
		一般事務補助(非常勤職員)	1人		\ \
	子ども	育成係長(横手市児童センター)	1人	N N	IJ
	<u> </u>	担当職員	2人		推
		一般事務補助(非常勤職員)	1人		
	幼保係		1人		進 部
		担当職員 一般事務補助(非常勤職員)	4人 1人		미
	但 套 理	一版事務補助(非吊動職員) 境整備係長	1人		+
	休月垛	担当職員	1人		市民
	厚生労	働省派遣	1人		民サ
					y I
	横手市	児童センター(非常勤職員)	10人		l L
	そのほ	かの児童館 3施設(非常勤職員)	3人		ビュ
		の広場 1施設(非常勤職員)	2人		ス
	児童ク	ラブ 横手地域 17施設(非常勤職員)	47人		課
古典:	ふれあい言		1人		(+
同圏で		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	1人		地
	同图加	担当職員	4人		域
		世	1人		局
	介護保	険係長	1人		7-5
		担当職員	5人		
		介護保険認定調査員(非常勤職員)	٠, ١		
			11人		
		一般事務補助(非常勤職員)			
44h 4 24 <i>E</i>	1 任士坪	一般事務補助(非常勤職員)	11人 2人		
地域包]括支援-	一般事務補助(非常勤職員) センター所長	11人 2人 1人		
——————————————————————————————————————	3括支援-	一般事務補助(非常勤職員) センター所長 係長	11人 2人 1人 1人		
—————地域包		一般事務補助(非常勤職員) センター所長 係長 保健師業務	11人 2人 1人 1人 2人		
——————————————————————————————————————	東	一般事務補助(非常勤職員) センター所長 係長 保健師業務 担当職員(再任用含む)	11人 2人 1人 1人 2人 6人		
		一般事務補助(非常勤職員) センター所長 係長 保健師業務 担当職員(再任用含む) 介護予防支援業務(非常勤職員含む)	11人 2人 1人 1人 2人 6人 4人		
地域包	東	一般事務補助(非常勤職員) センター所長 係長 保健師業務 担当職員(再任用含む) 介護予防支援業務(非常勤職員含む) 成年後見相談員(非常勤職員)	11人 2人 1人 1人 2人 6人 4人		
地域包	東	一般事務補助(非常勤職員) センター所長 係長 保健師業務 担当職員(再任用含む) 介護予防支援業務(非常勤職員含む) 成年後見相談員(非常勤職員) 窓ロサービス専門員(非常勤職員)	11人 2人 1人 1人 2人 6人 4人 1人 3人		
	東	一般事務補助(非常勤職員) センター所長 係長 保健師業務 担当職員(再任用含む) 介護予防支援業務(非常勤職員含む) 成年後見相談員(非常勤職員) 窓ロサービス専門員(非常勤職員) 係長	11人 2人 1人 1人 2人 6人 4人 1人 3人		
——————————————————————————————————————	東部	一般事務補助(非常勤職員) センター所長 係長 保健師業務 担当職員(再任用含む) 介護予防支援業務(非常勤職員含む) 成年後見相談員(非常勤職員) 窓ロサービス専門員(非常勤職員) 係長 保健師業務	11人 2人 1人 2人 6人 4人 1人 3人 1人		
——————————————————————————————————————	東部	一般事務補助(非常勤職員) センター所長 係長 保健師業務 担当職員(再任用含む) 介護予防支援業務(非常勤職員含む) 成年後見相談員(非常勤職員) 窓ロサービス専門員(非常勤職員) 係長	11人 2人 1人 1人 2人 6人 4人 1人 3人		
	東部	一般事務補助(非常勤職員) センター所長 係長 保健師業務 担当職員(再任用含む) 介護予防支援業務(非常勤職員含む) 成年後見相談員(非常勤職員) 窓ロサービス専門員(非常勤職員) 係長 保健師業務 担当職員	11人 2人 1人 2人 6人 4人 1人 1人 1人		
	東部	一般事務補助(非常動職員) センター所長 係長 保健師業務 担当職員(再任用含む) 介護予防支援業務(非常動職員含む) 成年後見相談員(非常勤職員) 窓ロサービス専門員(非常勤職員) 係長 保健師業務 担当職員 介護予防支援業務(非常勤職員合む)	11人 2人 1人 2人 6人 4人 1人 1人 1人		
地域包	東部	一般事務補助(非常勤職員) センター所長 係長 保健師業務 担当職員(再任用含む) 介護予防支援業務(非常勤職員含む) 成年後見相談員(非常勤職員) 窓ロサービス専門員(非常勤職員) 係長 保健師業務 担当職員 介護予防支援業務(非常勤職員含む) 係長(在宅医療連携推進・保健師業務)	11人 2人 1人 2人 6人 4人 1人 1人 1人 1人		
地域包	東部	一般事務補助(非常勤職員) センター所長 係長 保健師業務 担当職員(再任用含む) 介護予防支援業務(非常勤職員含む) 成年後見相談員(非常勤職員) 窓ロサービス専門員(非常勤職員) 係長 保健師業務 担当職員 介護予防支援業務(非常勤職員含む) 係長(在宅医療連携推進・保健師業務) 担当職員	11人 2人 1人 2人 6人 4人 1人 1人 1人 1人 1人		
地域包	東部西部	一般事務補助(非常動職員) センター所長 係長 保健師業務 担当職員(再任用含む) 介護予防支援業務(非常動職員) 窓ロサービス専門員(非常動職員) 係長 保健師業務 担当職員 介護予防支援業務(非常動職員含む) 係長(在宅医療連携推進・保健師業務) 担当職員 事務補助員(非常動職員)	11人 2人 1人 2人 6人 4人 1人 1人 1人 1人 1人 1人		
	東部	一般事務補助(非常動職員) センター所長 係長 保健師業務 担当職員(再任用含む) 介護予防支援業務(非常勤職員) 窓ロサービス専門員(非常勤職員) 係長 保健師業務 担当職員 介護予防支援業務(非常勤職員含む) 係長(在宅医療連携推進・保健師業務) 担当職員 事務補助員(非常勤職員) 係長 保健師業務	11人 2人 1人 2人 6人 4人 1人 1人 1人 1人 1人 1人 1人 1人		
地域包	東部西部南	一般事務補助(非常動職員) センター所長 係長 保健師業務 担当職員(再任用含む) 介護予防支援業務(非常動職員) 窓ロサービス専門員(非常動職員) 係長 保健師業務 担当職員 介護予防支援業務(非常動職員含む) 係長(在宅医療連携推進・保健師業務) 担当職員 事務補助員(非常勤職員) 係長 保健師業務 担当職員 事務補助員(非常勤職員)	11人 2人 1人 2人 6人 4人 1人 1人 1人 1人 1人 1人 1人 1人		
地域包	東部西部南	一般事務補助(非常動職員) センター所長 係長 保健師業務 担当職員(再任用含む) 介護予防支援業務(非常勤職員) 窓ロサービス専門員(非常勤職員) 係長 保健師業務 担当職員 介護予防支援業務(非常勤職員含む) 係長(在宅医療連携推進・保健師業務) 担当職員 事務補助員(非常勤職員) 係長 保健師業務	11人 2人 1人 2人 6人 4人 1人 1人 1人 1人 1人 1人 1人 1人		
	東部西部南部	一般事務補助(非常勤職員) センター所長 係長 保健師業務 担当職員(再任用含む) 介護予防支援業務(非常勤職員含む) 成年後見相談員(非常勤職員) 窓ロサービス専門員(非常勤職員) 係長 保健師業務 担当職員 介護予防支援業務(非常勤職員含む) 係長(在宅医療連携推進・保健師業務) 担当職員 事務補助員(非常勤職員) 係長 保健師業務 担当職員 事務補助員(非常勤職員)	11人 2人 1人 1人 2人 6人 4人 1人 1人 1人 1人 1人 1人 2人 2人 2人 2人 2人 2人 2人 2人 2人 2,0 2,0 2,0 2,0 2,0 2,0 2,0 2,0 2,0 2,0		
養護老	東部西部南部木	一般事務補助(非常勤職員) センター所長 係長 保健師業務 担当職員(再任用含む) 介護予防支援業務(非常勤職員合む) 成年後見相談員(非常勤職員) 窓ロサービス専門員(非常勤職員) 係長 保健師業務 担当職員 介護予防支援業務(非常勤職員含む) 係長(在宅医療連携推進・保健師業務) 担当職員 事務補助員(非常勤職員) 係長 保健師業務 担当職員 事務補助員(非常勤職員) 係長 保健師業務 担当職員 予護予防支援業務(非常勤職員)	11人 2人 1人 1人 2人 6人 1人 1人 1人 1人 1人 1人 1人 1人 1人 2人 2人 2人		
養護老特別者	東部西部南部一人	一般事務補助(非常動職員) センター所長 係長 保健師業務 担当職員(再任用含む) 介護予防支援業務(非常動職員) 窓ロサービス専門員(非常動職員) 窓ロサービス専門員(非常動職員) 係長 保健師業務 担当職員 介護予防支援業務(非常動職員含む) 係長(在宅医療連携推進・保健師業務) 担当職員 事務補助員(非常動職員) 係長 保健師業務 担当職員 有護予防支援業務(非常動職員) 係長 保健師業務 力当職員 本が護予防支援業務(非常動職員) 「係長 保健師業務 力の護事務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	11人 2人 1人 1人 2人 6人 1人 1人 1人 1人 1人 1人 1人 2人 2人 2人		
養護老特別資	東部西部南部一人是	一般事務補助(非常勤職員) センター所長 係長 保健師業務 担当職員(再任用含む) 介護予防支援業務(非常勤職員合む) 成年後見相談員(非常勤職員) 窓ロサービス専門員(非常勤職員) 係長 保健師業務 担当職員 介護予防支援業務(非常勤職員含む) 係長(在宅医療連携推進・保健師業務) 担当職員 事務補助員(非常勤職員) 係長 保健師業務 担当職員 事務補助員(非常勤職員) 係長 保健師業務 担当職員 予護予防支援業務(非常勤職員)	11人 2人 1人 1人 2人 6人 1人 1人 1人 1人 1人 1人 1人 1人 1人 2人 2人 2人		
養護別養力護者	東部 西部 南部 一人健護	一般事務補助(非常動職員) センター所長 係長 保健師業務 担当職員(再任用含む) 介護予防支援業務(非常動職員含む) 成年後見相談員(非常勤職員) 窓ロサービス専門員(非常勤職員) 係長 保健師業務 担当職員 介護予防支援業務(非常勤職員含む) 係長(在宅医療連携推進・保健師業務) 担当職員 事務補助員(非常勤職員) 係長 保健師業務 担当職員 事務補助員(非常勤職員) 係長 保健師業務 担当職員 事務補助員(非常勤職員) 係長 保健師業務 担当職員 亦護予防支援業務(非常勤職員) 係長 保健師業務 担当職員 介護予防支援業務(非常勤職員)	11人 2人 1人 1人 6人 4人 1人 1人 1人 1人 1人 1人 2人 2人 2人 2人 25人 85人 58人		
養護者 特別護 指定 通	東部 西部 南部 小老保介 援護人所 援護 施	一般事務補助(非常動職員) センター所長 係長 保健師業務 担当職員(再任用含む) 介護予防支援業務(非常動職員含む) 成年後見相談員(非常勤職員) 窓ロサービス専門員(非常勤職員) 係長 保健師業務 担当職員 介護予防支援業務(非常勤職員含む) 係長(在宅医療連携推進・保健師業務) 担当職員 事務補助員(非常勤職員) 係長 保健師業務 担当職員 事務補助員(非常勤職員) 係長 保健師業務 担当職員 事務補助員(非常勤職員) 係長 保健師業務 担当職員 介護予防支援業務(非常勤職員) 係長 保健が業務 担当職員 介護予防支援業務(非常勤職員合む) 介護相談員(非常勤職員)	11人 2人 1人 1人 6人 4人 1人 1人 1人 1人 1人 1人 1人 2人 2人 2人 25人 85人		
養護養務別務 大護 養別 大護 指定 遊 管 里 施 設 障 害 者	東部 西部 南部 一人健議 施施	一般事務補助(非常動職員) センター所長 「係長	11人 2人 1人 1人 6人 4人 1人 1人 1人 1人 1人 1人 2人 2人 2人 2人 25人 85人 58人		
養護 特別 介護 指定 で 管理施設 で 管書 で アルー	東部 西部 南部 木老保介 援援ホース・人健護 施施プ	一般事務補助(非常動職員) センター所長 係長 保健師業務 担当職員(再任用含む) 介護予防支援業務(非常動職員) 窓ロサービス専門員(非常動職員) 係長 保健師業務 担当職員 介護予防支援業務(非常動職員含む) 係長(在宅医療連携推進・保健師業務) 担当職員 事務補助員(非常勤職員) 係長 保健師業務 担当職員 事務補助員(非常動職員) 係長 保健師業務 担当職員 事務補助員(非常動職員) 係長 保健師業務 担当職員 事務補助員(非常動職員) 係長 保健師業務 担当職員 事務補助員(非常動職員) 係長 保健師業務 担当職員 本語予防支援業務(非常動職員合む) 介護相談員(非常動職員) ム ひらか荘 ホーム 白寿園 施設 老健おおもり 事業所 森の家 設 大和更生園 設 ユー・ホップハウス ム やがしわ・かみたむら	11人 2人 1人 1人 6人 4人 1人 1人 1人 1人 1人 1人 2人 2人 2人 2人 25人 85人 58人		
養護 特別 介護 指定 障障 ア ア 児童 ア 児童	東部 西部 南部 一人健護 施施工	一般事務補助(非常動職員) センター所長 「係長	11人 2人 1人 1人 4人 1人 1人 1人 1人 1人 1人 1人 2人 2人 2人 2人 25人 85人 58人		

2. 福祉事務所事務分掌



3. 福祉行政予算

(単位:千円)

	7	平成30年度	Ę		令和元年度		前年度比較
区 分	业如子管 媚	構成	比率	火如子答婚	構成	比率	/山 😾
	当初予算額	一般会計	民生費	当初予算額	一般会計	民生費	伸率
横手市一般会計総額	53, 820, 000	100.0%	—	56, 020, 000	100.0%	_	4. 1%
民生費(福祉関係)	13, 152, 076	24.4%	100.0%	13, 922, 460	24.9%	100.0%	5. 9%
社会福祉費	6, 209, 880	11. 5%	47. 2%	6, 016, 206	10.7%	43. 2%	-3. 1%
社会福祉総務費	1, 038, 904	1.9%	7. 9%	962, 376	1. 7%	6. 9%	-7.4%
障がい者自立支援給付費	2, 132, 966	4.0%	16. 2%	2, 127, 845	3.8%	15. 3%	-0. 2%
障がい者福祉費	113, 256	0. 2%	0.9%	106, 343	0.2%	0.8%	-6. 1%
高齢者福祉費	523, 567	1.0%	4.0%	486, 846	0.9%	3. 5%	-7.0%
高齢者福祉施設費	615, 795	1.1%	4. 7%	428, 316	0.8%	3. 1%	-30. 4%
社会福祉施設費	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%	0.0%
介護保険対策費	1, 785, 392	3.3%	13.6%	1, 904, 480	3.4%	13. 7%	6. 7%
児童福祉費	5, 807, 355	10.8%	44. 2%	6, 777, 765	12.1%	48.7%	16. 7%
児童福祉総務費	1, 061, 012	2.0%	8. 1%	2, 142, 244	3.8%	15. 4%	101. 9%
児童手当費	1, 127, 160	2. 1%	8.6%	1, 094, 180	2.0%	7. 9%	-2.9%
児童措置費	2, 544, 749	4. 7%	19. 3%	2, 597, 840	4.6%	18. 7%	2. 1%
母子福祉費	64, 483	0.1%	0. 5%	62, 107	0.1%	0.4%	-3. 7%
児童福祉施設費	184, 228	0.3%	1. 4%	188, 865	0.3%	1.4%	2. 5%
児童福祉施設整備費	2, 378	0.0%	0.0%	33, 005	0.1%	0. 2%	1287. 9%
公立保育所費	823, 345	1.5%	6. 3%	659, 524	1.2%	4. 7%	-19.9%
生活保護費	1, 133, 971	2. 1%	8. 6%	1, 127, 619	2.0%	8. 1%	-0.6%
生活保護総務費	36, 781	0. 1%	0.3%	37, 260	0.1%	0.3%	1. 3%
扶助費	1, 097, 190	2.0%	8. 3%	1, 090, 359	1.9%	7.8%	-0.6%
災害救助費	870	0.0%	0.0%	870	0.0%	0.0%	0.0%

生活保護

○生活保護の動向

平成17年10月の市町村合併により、秋田県南福祉事務所から平鹿郡内の生活保護業務が移管され、旧横手市平鹿郡全体の生活保護業務が新横手市福祉事務所へ引き継がれました。平成31年3月末の被保護世帯は616世帯、被保護者数は790名で、保護率は人口87,960人に対し9.0%となり、前年より0.2%上昇しました。

世帯類型別では、高齢者世帯が59.3%(365世帯)、傷病・障がい者世帯が18.5%(114世帯)、母子世帯が3.4%(21世帯)、その他の世帯が18.8%(116世帯)です。また、79.3%(488世帯)が単身世帯となっています。

被保護者の84.9%(671名)の方が何らかの傷病により医療機関へ通院や入院 (医療扶助)し、また、21.1%(167名)の方が介護保険制度を利用(介護扶助)しています。

稼動の状況ですが、世帯員の誰かが働いている世帯は11.2%(69世帯)で、誰も働いていない世帯が88.8%(547世帯)を占めています。

平成30年度の新規の保護申請件数は110件で、うち85件を保護開始しており、開始率は77.3%です。内訳は「貯金等、手持金の減少喪失」が最も多く、「世帯主・員の傷病」「仕送り等の減少喪失」「稼働収入の減少喪失」が続きます。保護廃止は73件で、「死亡」が最も多く、「稼働収入の増加」「手持金の増加等」が続きます。

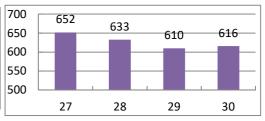
平成20年4月以降、就労支援専門員を2名配置し就労支援に取り組んでいます。 支援内容は就労に関する相談支援を中心に、世帯訪問、ハローワークとの連携、求 人情報提供、就労に向けた準備支援、企業訪問による情報収集等多岐にわたってい ます。平成30年度の支援件数は50件で、うち3件が就労により保護廃止となってい ます。

平成27年度以降、管内の有効求人倍率は1倍を超え好調な雇用情勢が続いているものの、被保護者が就労可能な職種の求人は少ないなど、今一つ就労に結びついていません。また、管内製造業への人材派遣で他管内より転入した方が、就労困難となり保護申請に至るという新たな事例が発生しています。

被保護世帯は平成30年度に若干増となりました。被保護世帯の半数以上を占める 高齢者世帯は増加傾向にあり今後も増加が見込まれます。また、仕事に就かず老親 の年金で暮らしている未婚の子の世帯が少なからずあることから、今後も被保護世 帯数は増になる可能性があります。

1. 被保護人員、世帯の保護の状況

年度/区分	統計人口	人員	世帯数	保護率	備考
平成27年度	93,111	869	652	9.3‰	平成27年度末
平成28年度	91,663	837	633	9.1‰	平成28年度末
平成29年度	89,414	788	610	8.8‰	平成29年度末
平成30年度	87,960	790	616	9.0%	平成30年度末



単位:人 単位:世帯

2. 保護の種類(扶助費)の人員

単位:人

年度/扶助	生活	住宅	教育	介護	医療	出産	生業	葬祭	施設	備考
平成27年度	789	444	40	157	718	0	16	2	25	平成27年度末
平成28年度	758	443	42	150	699	1	13	2	25	平成28年度末
平成29年度	701	425	39	159	668	0	10	0	23	平成29年度末
平成30年度	694	392	32	167	671	0	18	2	24	平成30年度末

3. 保護世帯の労働類型別の状況

単位:世帯

									+ 12.12.11
年度/労働	世春	帯主が働い	ヽている世	世帯	世帯員が働いてい	働いてい る者のい	合計	稼働率	備考
類型	常用	日雇	内職者	その他	る世帯	ない世帯	ПВІ	120,120	0110 5
平成27年度	25	99	12	11	13	492	652	24.5%	平成27年度末
平成28年度	20	101	12	11	8	481	633	24.0%	平成28年度末
平成29年度	20	41	6	3	13	527	610	13.6%	平成29年度末
平成30年度	17	30	10	3	9	547	616	11.2%	平成30年度末

4. 保護世帯の世帯別の状況

単位:世帯

年度/世帯類型	高齢者	母子	障害者	傷病者	その他	合計	備考
平成27年度	342	21	62	79	148	652	平成27年度末
平成28年度	347	23	61	66	136	633	平成28年度末
平成29年度	351	19	64	57	119	610	平成29年度末
平成30年度	365	21	66	48	116	616	平成30年度末

5. 保護の開始状況(理由別年度集計)

単位:世帯

								+ 12.12 III
年度/理由	世帯主	世帯員	稼働者の	働きによる	年金・仕送り等	その他	合計	備考
平及/ 垤田	の傷病	の傷病	死亡離別不在	収入減少	の減少喪失			湘石
平成27年度	8	1		5	6	66	86	平成27年度末
平成28年度	6			4	4	72	86	平成28年度末
平成29年度	4	1		3	3	67	78	平成29年度末
平成30年度	4			1	6	74	85	平成30年度末

※その他 (預貯金・手持ち金減少 世帯分離 転入など)

6. 保護の廃止状況(理由別年度集計)

単位:世帯

										中世:世市
年度/理由	世帯主の	世帯員の	死亡・	稼働収入の	年金・仕送等	働き手の	施設入所	その他	合計	備考
十尺/ 柱田	傷病治癒	傷病治癒	失踪	増加・取得	の増加	転入	加取ノベバ	-C 0710		7/HI 1/7
平成27年度			22	9	8		6	35	80	平成27年度末
平成28年度	1		22	12	8		9	45	97	平成28年度末
平成29年度			34	16	11		6	38	105	平成29年度末
平成30年度			24	13	6		4	26	73	平成30年度末

※その他(収入の増加 親族の引取り 世帯認定の見直し 転出など)

7. 扶助別支給状況

年度/収支		生活扶助			住宅扶助			教育扶助	
平及/収文	保護費	世帯平均	一人平均	保護費	世帯平均	一人平均	保護費	世帯平均	一人平均
平成27年度	380,581	647,247	437,953	95,477	284,158	215,038	5,209	226,478	130,225
(月平均)	31,715			7,956			434		
平成28年度	391,714	666,180	450,764	101,547	302,223	228,709	5,144	223,652	128,600
(月平均)	32,643			8,462			429		
平成29年度	366,557	623,396	421,815	101,320	301,548	228,198	5,063	220,130	126,575
(月平均)	30,546			8,443			422		
平成30年度	342,586	630,913	493,640	98,597	321,163	251,523	3,872	242,000	96,800
(月平均)	28,549			8,216			323		

単位:千円 単位:円 単位:円

年度/収支		介護扶助			医療扶助			出産扶助	
平及/収入	保護費	世帯平均	一人平均	保護費	世帯平均	一人平均	保護費	世帯平均	一人平均
平成27年度	25,271	168,473	160,962	592,202	1,038,951	824,794	0	0	0
(月平均)	2,106			49,350					
平成28年度	30,628	204,187	195,083	522,296	916,309	727,432	49	24,550	24,550
(月平均)	2,552			43,525					
平成29年度	29,175	194,500	185,828	586,813	1,029,496	817,288	0	0	0
(月平均)	2,431			48,901					
平成30年度	26,129	164,333	156,461	551,575	1,013,925	822,019	0	0	0
(月平均)	2,177			45,965					

単位:千円 単位:円 単位:円

年度/収支		生業扶助			葬祭扶助		ħ	拖設事務 費	影
平及/収文	保護費	世帯平均	一人平均	保護費	世帯平均	一人平均	保護費	世帯平均	一人平均
平成27年度	3,323	276,917	207,688	808	89,755	89,755	40,633	1,625,320	1,625,320
(月平均)	277						3,386		
平成28年度	3,842	320,167	240,125	168	168,240	168,240	28,887	1,155,480	1,155,480
(月平均)	320						2,407		
平成29年度	3,120	260,000	195,000	0	0	0	38,834	1,553,360	1,553,360
(月平均)	260						3,236		
平成30年度	2,767	184,467	153,722	269	134,500	134,500	44,715	1,788,600	1,788,600
(月平均)	231						3,726		

単位:千円 単位:円 単位:円

児童福祉

児童福祉の動向

横手市の幼児人口(0歳~5歳)は、過去3年の各4月1日現在の状況が平成28年3,496人、平成29年3,346人、平成30年3,163人、平成31年4月1日現在の状況が3,081人と推移しており、幼児人口の減少が続いています。

一方、保育認定の入所児童数は、平成28年2,646人、平成29年2,584人、平成30年2,456人、平成31年2,411人と推移しており、幼児人口ほどではないが減少しています。幼児人口に占める保育認定児童数は上昇(H28=75.7%、H29=77.2%、H30=77.6%、H31=78.3%)しており、共働き世帯や核家族の増加等により低年齢のうちから保育を必要とする幼児の割合が増加していることを示しています。

次に保育所における特別保育事業の実施状況は、一時預かり23施設、延長保育30施設、病児・病後児保育13施設、休日保育8施設となっています。

保護者の多様な労働形態への対応と、体調不良となった児童への対応を強化するため、需要のある地域の施設においては今後も特別保育事業の積極的な導入を推進しています。

また、次代を担う児童を養育する家庭における生活の安定や児童の健全育成、福祉の増進を図ることなどを目的として様々な手当が支給されています。

まず、「児童手当」は、平成30年度で年間延べ99,323人に支給されています。

「児童扶養手当」は、平成30年度末現在で受給者が 722人おり、内訳は、母が 640人、 父が 82人であります。

「特別児童扶養手当」は、平成30年度末現在、受給者が 175人となっています。 市内には4つの「児童館」があり、横手市交流センターY²ぷらざ内の横手市児童センターは、地域子育て支援センターとファミリー・サポート・センター、相談業務の機能を併せ持ち、平日だけでなく土曜・日曜・祝日も開所しています。

地域子育て支援拠点施設として「地域子育て支援センター」と「つどいの広場」を、横手市児童センター内も含め市内9ヶ所に設け子育て支援の中核となるよう努めています。 概ね小学校1年生から4年生の児童(一部6年生まで)を対象に放課後の保護と健全育成を図る「児童クラブ」は、平成31年4月1日現在、34箇所1,247人が登録されています。 「横手市ファミリー・サポート・センター」については平成30年度末で会員数770人となっています。

「ショートステイ事業」と「トワイライトステイ事業」については、平成30年度において、 ショートステイ事業が年間延べ2人、83日間の利用があり、トワイライトステイ事業は夜 間養護が1人1日、休日預かりが1人、2日間の利用となっています。

また、複雑化する子どもの家庭問題について家庭児童相談室を開設しており、相談に応じて助言、援助、支援をするとともに、問題の早期発見・対応に努めております。平成30年度の相談件数は153件で前年度から増加しており、その内訳としては、児童虐待相談、言語発達障がい等相談、性格行動相談の件数が多く、全体の73.2%を占めています。

児童福祉施設については、児童発達支援事業による「モモの家」のほか、母子生活支援施設「横手市サンハイム」、児童養護施設として県南愛児園「ドリームハウス」と地域小規模児童養護施設「きずな」があります。

1. 保育所等

保育所は、保護者が仕事や病気などの理由で、0歳~小学校就学前の子どもの保育ができない場合に、子どもを預かって保育する施設です。地方自治体が運営している保育所(公立)と、社会福祉法人などが運営する保育所(私立)があります。

保育所の開所時間は、通常11時間です。通常開所時間を超えて延長保育を実施している保 育所もあります。

1) 幼児人口 (平成31年4月1日現在)

単位:人

			4	年 齢	別	内 訴	I .	
区 夕	分	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
男		232	245	229	276	276	253	1, 511
女		234	233	251	279	263	310	1,570
計		466	478	480	555	539	563	3, 081

2)特定教育・保育施設入所状況(平成31年4月1日現在)

	V + 1/2 - \ \ 1)*/Q O I	- / • -		_,				
区分	施設数	利用定員	児 童 の 年 齢 別 内 訳						
			0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
公立保育所	8	750	19	65	90	122	115	140	551
私立保育所	22	1,900	106	258	296	343	353	359	1,715
幼稚園型 認定こども園	4		4	12	23	64	64	63	230
小 計	34	2, 650	129	335	409	529	532	562	2, 496
市外公立	_		0	0	0	0	0	0	0
市外私立	_		3	6	8	5	4	4	30
合 計	_	_	132	341	417	534	536	566	2, 526

[※] 他市町村からの入所を除く

3)保育所運営費支出状況(平成30年度実績見込)

	区分	施設数	入所人員	支出額(円)	
			(月平均/ 延人員)	大田帆 (II)	
横手市内	公立保育所	8	626 / 7,507	_	
(東子川17)	私立保育所	22	1,852 / 22,223	2, 481, 880, 350	
横手市外	公立保育所	2	3 / 31	2, 983, 700	
懐子叩クト	私立保育所	14	13 / 161	34, 751, 560	
計		46	2, 494 / 29, 922	2, 519, 615, 610	

※入所人員 月平均 : 小数第1位四捨五入/ 平成31年4月25日現在実績見込

4) 保育所(園)の状況(平成31年4月1日現在)

名 称	公私	所 在	利用			入	所。	人員			1 武泰	認可年
4	の別	(地域)	定員	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計	入所率	祁可干
横手幼児園	私立	横手	90人	2人	15人	14人	15人	16人	16人	78人	86. 7%	昭23
横手マリア園	私立	横手	50人	2人	6人	11人	7人	7人	12人	45人	90.0%	昭23
アソカ保育園	私立	横手	100人	7人	12人	12人	15人	15人	13人	74人	74.0%	昭27
明照保育園	私立	横手	120人	8人	16人	19人	22人	21人	23人	109人	90.8%	昭32
白梅保育園	私立	横手	80人	4人	7人	10人	13人	18人	13人	65人	81.3%	昭31
相愛保育園	私立	横手	100人	7人	19人	20人	20人	22人	25人	113人	113.0%	昭27
和光保育園	私立	横手	80人	6人	13人	12人	14人	18人	15人	78人	97. 5%	昭31
常盤保育園	私立	横手	60人	3人	11人	7人	17人	17人	9人	64人	106. 7%	昭28
ときわべビーハウス	私立	横手	50人	6人	11人	11人	1人	0人	1人	30人	60.0%	平28
むつみ保育園	私立	横手	70人	0人	0人	17人	18人	22人	13人	70人	100.0%	昭28
むつみ乳児保育園	私立	横手	30人	11人	21人	0人	0人	0人	0人	32人	106. 7%	平25
旭保育園	私立	横手	110人	5人	14人	12人	20人	18人	22人	91人	82. 7%	昭37
金沢保育園	私立	横手	70人	2人	1人	8人	20人	10人	11人	52人	74. 3%	昭49
みいりの保育園	私立	横手	100人	4人	11人	16人	17人	19人	23人	90人	90.0%	昭55
ますだ保育園	公立	増田	150人	5人	10人	19人	17人	29人	30人	110人	73. 3%	昭51
浅舞感恩講保育園	私立	平鹿	90人	5人	16人	13人	18人	20人	10人	82人	91.1%	昭26
下鍋倉保育所	私立	平鹿	110人	4人	22人	19人	21人	21人	20人	107人	97. 3%	昭32
樽見内保育園	私立	平鹿	60人	5人	6人	10人	7人	14人	14人	56人	93. 3%	昭37
吉田保育所	私立	平鹿	100人	5人	13人	14人	16人	17人	28人	93人	93.0%	昭54
醍醐保育園	私立	平鹿	110人	4人	10人	22人	20人	23人	20人	99人	90.0%	平14
沼館保育園	私立	雄物川	140人	8人	17人	17人	24人	27人	27人	120人	85. 7%	昭23
雄物川保育園	私立	雄物川	80人	2人	7人	15人	22人	16人	27人	89人	111.3%	平28
川西保育所	公立	大森	60人	2人	7人	5人	7人	8人	17人	46人	76. 7%	昭32
大森保育園	私立	大森	70人	5人	10人	12人	15人	9人	15人	66人	94. 3%	昭27
十文字保育所	公立	十文字	160人	2人	14人	22人	34人	22人	31人	125人	78. 1%	昭40
三重保育所	公立	十文字	60人	3人	5人	5人	14人	11人	17人	55人	91. 7%	昭44
植田保育所	公立	十文字	50人	1人	3人	5人	4人	8人	7人	28人	56.0%	昭60
睦合保育所	公立	十文字	60人	1人	5人	6人	6人	7人	6人	31人	51. 7%	昭35
さんない保育園	公立	山内	60人	3人	10人	14人	11人	17人	6人	61人	101. 7%	昭44
たいゆう保育園	公立	大雄	150人	2人	11人	14人	28人	13人	26人	94人	62. 7%	平12
計			2,620人	124人	323人	381人	463人	465人	497人	2,253人	86.0%	

5) 特別保育事業の状況

(1)一時預かり事業

保育所等を利用していない世帯等の育児疲れ解消、急病や断続的勤務・短時間勤務等の勤務 形態の多様化等に伴う一時的な保育に対する需要に対応するため、保育所において児童を保育 する事業です。

(2)乳児保育事業

1歳未満の児童を保育所において保育する事業です。

(3)障がい児保育事業

障がい児の保育を推進するため、軽度から重度の障がいのある児童を保育所において保育する事業です。

(4)延長保育事業

保護者の勤務形態の多様化による児童の保育時間延長の需要に対応するため、保育所が通常の開所時間を延長し児童を保育する事業です。

(5)病児·病後児保育事業

病気中あるいは病気の回復期にある子どもが保育所などでの集団生活が困難な場合、専用施設において一時的に預かる事業です。保育中に体調不良となった入所児の場合は、保護者が迎えに来るまでの間、当日の緊急対応を行う保育所もあります。

(6)休日保育事業

就労形態の多様化に対応するため、日曜日、国民の祝日等の休日に保育を行う事業です。

◎地域子ども・子育て支援事業等の実施状況(各年度4月1日現在)

事業区分		<u>7</u>	平成30年度	F Z	平成31年度			
		公立	私立	計	公立	私立	計	
一時預かり	施設数	5	18	23	5	18	23	
乳児保育	施設数	8	21	29	8	21	29	
障がい児保育	施設数	5	18	23	4	18	22	
延長保育	施設数	8	22	30	8	22	30	
病児・病後児保育	施設数	1	12	13	0	13	13	
休日保育	施設数	0	8	8	0	8	8	

2. 児童手当

平成24年4月に児童手当法の一部を改正する法律が施行され、子ども手当から児童手当に 改正されました。児童手当は、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を 担う児童の健やかな成長に資することを目的としています。

支給要件は、中学校修了前(15歳到達後最初の3月31日まで)の子どもを養育している方に支給されます。

1) 児童手当給付状況(平成30年度支給分)

		一人当たりの)月額	支給総額 (千円)	
区分	延児童数	児童手当	特例給付		
3歳未満	15,314人	15,000 円		227, 380	
3歳以上 小学校修了前	61,808人	10,000 円 (第3子以降は15,000円)	5,000 円	645, 420	
小学校修了後 中学校修了前	22, 201人	10,000 円		219, 015	
合 計	99, 323人			1, 091, 815	

3. 児童扶養手当

父母の離婚や死別、障がいなどの理由により、児童(18才に達する日以降の最初の3月31日までの間にある児童)の父(母)、または父母にかわってその児童を養育している方に支給される手当です。

なお、平成20年4月分より手当の受給から5年等を経過すると一部が支給停止となります。ただし、就業等の要件を満たしていることを届出することにより、継続して受給することができます。

1) 児童扶養手当給付状況

(平成31年3月31日現在)

年 度	受給者 (人)	1人目月額(円)	2人目(円)	3人目以降(円)
Н30	722	42, 500~10, 030	10,040~5,020	6, 020~3, 010

4. 特別児童扶養手当

精神または身体的に法律で定める程度以上の障がいのある20歳未満の児童について、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給される手当です。

1)特別児童扶養手当給付状況

(平成31年3月31日現在)

年 度	受給者(人)	一人	当 た り	月額	(円)
Н30	175	1級	51, 700	2級	34, 430

5. 児童健全育成事業

1) 放課後児童健全育成事業(「児童クラブ」)

「児童クラブ」は、保護者の労働等により家庭での児童の生活が困難な場合に、遊びや生活の場を提供し、これら児童の健全な育成を図っています。対象児童は原則として小学校4年生 (一部6年生)までで、横手市が設置主体で実施している児童クラブは、平成31年4月現在34ヵ所あります。

(平成31年4月1日現在)

			(平成31年	4月1日現在)
クラブの名称	運営主体	実 施 場 所	登録児童数	設置年月
学童保育「みなみ」	横手市	横手南小学校	20	H 7.5
学童保育「みなみⅡ」	横手市	横手南小学校	16	H 2 3. 4
学童保育「みなみⅢ」	横手市	介護老人施設「えがお」	14	H 2 6. 4
学童保育「みなみIV」	横手市	横手南小学校	25	H 2 7. 4
学童保育「わんぱく」	横手市	旧メンタルヘルスサポートセンターの ぞみ	50	H12.6
学童保育「てらこや明照」	(福) 明照福祉会	九品寺 集会場	39	H30.4
学童保育「あさくら」	横手市	朝倉小学校 敷地内専用施設	37	Н 9.5
学童保育「あさくらⅢ」	横手市	朝倉小学校	27	H 2 7. 4
学童保育「あさくらキッズ」	横手市	あさくら館	42	H 2 1. 4
学童保育「ピノキオ」	横手市	朝日が丘児童センター	30	H 6.4
学童保育「あさひ」	横手市	旭ふれあい館	43	H18.4
学童保育「あさひⅡ」	横手市	旧旭郵便局	19	H23.4
学童保育「あさひⅢ」	横手市	旭小学校	24	H 2 7. 4
学童保育「さかえ」	横手市	さかえ館	33	H15.4
げんキッズよこてきた	横手市	横手北小学校 敷地内専用施設	84	H28.4
学童保育「金沢よこてきた」	横手市	金沢孔城館	28	H30.4
学童保育「境町よこてきた」	横手市	境町健康広場休憩所	21	H30.4
学童保育「すまいるキッズ」	横手市	増田町総合子育て支援施設	37	H14.4
学童保育「ますだキッズ」	横手市	増田小学校	38	H 2 0. 1
浅舞児童クラブ	(福)浅舞感恩講	浅舞小学校	70	H15.11
醍醐児童クラブ	(福)育童会	醍醐小学校	53	H16.9
児童クラブ「どんぐりっこ」	父母会	吉田公民館	54	H13.4
にこにこキッズ雄物川	(福)同心会	雄物川小学校 敷地内専用施設	80	H19.4
にこにこキッズ雄物川Ⅲ	(福)同心会	雄物川庁舎2階	28	H29.4
学童保育「おおもり」	(福)大森保育園	大森小学校 敷地内専用施設	54	H21.12
学童保育「ふれあい」	横手市	子どもと老人のふれあいセンター	43	H23.4
第一小なかよし学級	横手市	十文字総合文化センター	64	H 5.4
さくらんぼ学級	横手市	十文字第一小学校	23	H16.4
第二小なかよし学級	横手市	十文字第二小学校	13	H13.4
あおぞら学級	横手市	植田小学校	14	H17.4
睦小なかよし学級	横手市	睦合小学校	21	H19.4
ひまわり学級	横手市	幸福会館	19	H23.4
なかよしクラブ	横手市	山内小学校	26	H15.7
子どもセンター	横手市	大雄小学校 敷地内専用施設	58	H15.4
計			1, 247	

2) 児童発達支援事業 (「モモの家」)

平成8年10月1日開設(社会福祉法人ファミリーケアサービスに委託)

横手市内に住む、ことばや運動の発達に遅れがみられたり、目や耳や身体に心配のある0歳から6歳までの乳幼児を対象に、集団保育、個別指導、言語聴覚士による訓練、育児に関する相談などを行います。

3) 子育て支援短期利用事業 (ショートステイ・トワイライトステイ事業)

平成8年10月1日開設(社会福祉法人ファミリーケアサービスに委託)

保護者が一時的あるいは夜間、日常的に児童の養育が困難な場合に、保護者に代わって養育します。

対象は市内在住の18歳未満の児童であり、ショートステイ事業 (7日以内の短期宿泊預かり)とトワイライトステイ事業 (午後10時までの夜間及び休日預かり)を県南愛児園「ドリームハウス」と秋田赤十字乳児院 (2歳未満児のショートステイ事業のみ)で実施しています。

事業名	区分	平成2	9年度	平成30年度		
事 未 石 		実人員	延日数	実人員	延日数	
	2歳未満児	0 人	0 日	0 人	0 日	
ショートステイ事業	2歳以上児	10 人	62 日	2 人	83 日	
トワイライトステイ事業	夜間養護	0 人	0 目	1 人	1 日	
ドッイ ノイ ドヘノイ 事未	休日預かり	0 人	0 目	1 人	2 日	

4) 児童館

地域の児童に健全な遊びを与え、子どもの健康を増進し、情操を豊かにすることを目的として設置されている児童厚生施設です。横手市内には横手市児童センター、朝日が丘児童センター、わんぱく館、大森子どもと老人のふれあいセンターの4つの児童館があります。

5) 子育て支援拠点施設(地域子育て支援センター、つどいの広場)

核家族化が引き起こす現象として、育児に対する不安やストレスを抱えている親は少なくなく、子どもを健やかに生み育てていくための環境作りに向け、電話子育て相談・育児情報の提供・育児サークルへの支援・親子で気軽に参加できる広場等を行い、地域全体で子育て支援する基盤形成や家庭支援をしています。

名称	実 施 場 所	開始年月日
横手市子育て支援センター 「なかよし」	横手市児童センター	Н13. 4. 1
横手市増田町子育て支援センター 「ひよこルーム」	増田町総合子育て支援施設	Н17. 6. 1
横手市平鹿町子育て支援センター 「りんごちゃんひろば」	醍醐保育園	H14. 4. 1
横手市雄物川町子育て支援センター 「すくすく」	雄物川コミュニティセンター	Н14. 4. 1
横手市大森町子育て支援センター 「たんぽぽ」	大森子どもと老人のふれあい センター	Н15. 4. 1
横手市十文字町子育て支援センター 「さくらんぼ」	十文字保育所	H14. 4. 1
横手市山内子育て支援センター	さんない保育園	Н15. 6. 1
横手市大雄子育て支援センター	たいゆう保育園	Н13. 4. 1
つどいの広場ひらか	アイリスハウス	Н19. 10. 15

6) 横手市ファミリー・サポート・センター(平成13年4月1日開設)

仕事と育児の両立が安心してできるよう、子どもを預かってほしい会員(ファミリー会員)と子どもが好きで預かってもいい会員(サポート会員)が組織し、買い物などの外出時や 急な仕事の際の預かりなどの相互援助活動を行っています。

(1)活動件数 (平成29·30年度)

活 動 の 内 容	平成29年度	平成30年度	備考
保育施設の保育開始時や保育終了後の子どもの預かり及び送迎	5 7件	18件	
保育施設までの送迎	7件	3 9件	
学校の放課後の子どもの預かり	2件	1件	
学校の送迎	9 9 件	8 9 件	
冠婚葬祭や他の子どもの学校行事の際の子どもの預かり	11件	10件	
買い物等外出の際の子どもの預かり	7 9件	56件	
保護者等の病気、通院、検診等	2 3件	8件	
保護者等の短時間、臨時的な就業時の援助	161件	151件	
子どもの習い事等の場合の援助	98件	164件	
病児の預かり (通院援助や発熱時の預かりなど)	3件	1件	※病児サポート
病後児の預かり	2件	件	
その他	10件	26件	
合 計	552件	563件	

(2)会員数

区分	H30年3月31日現在	H31年3月31日現在
ファミリー会員	664人	664人
サポート会員	193人	91人
両方会員	30人	15人
合 計	887人	770人

6. 要保護児童対策

1)家庭児童相談室

家庭における人間関係の健全化及び児童養育の適正化等家庭児童福祉の向上を図るため、 相談援助や支援の充実強化を図ります。

- 福祉事務所 子育て支援課内 毎週月~金曜日 午前9時から午後5時まで 家庭児童相談員 5人
- 駅前「Y2ぷらざ」内 横手市児童センター 年末年始(12月30日~1月2日)を除く毎日 午前10時から午後5時まで 家庭児童相談員 1人
- 2) 横手市発達相談支援事業(平成30年度新規事業)

主に就学前の5歳児健康相談における「発達支援が必要な子」の家庭に対し、日々の生活の充実や就学へのスムーズな移行につなぐ支援を行っています。

(1)相談内容(平成25~30年度)

単位:件

種	別	相談件数平成25年度	相談件数平成26年度	相談件数平成27年度	相談件数平成28年度	相談件数平成29年度	相談件数平成30年度
 養 護	児童虐待相談	23件	27件	44件	30件	37件	30件
相談	その他の相談	8件	23件	16件	14件	14件	23件
保		0件	0件	0件	1件	0件	0件
障がい	肢体不自由相談	0件	0件	0件	0件	0件	0件
相談	視聴覚障がい相談	0件	0件	0件	0件	0件	0件
	言語発達障がい等相談	36件	46件	39件	31件	26件	33件
	重症心身障がい相談	0件	0件	0件	0件	0件	0件
	知的障がい相談	5件	5件	1件	0件	0件	0件
	発達障害相談	0件	0件	0件	1件	2件	1件
非 行	ぐ犯行為等相談	1件	1件	0件	0件	0件	0件
相談	触法行為等相談	1件	0件	1件	0件	1件	1件
育成	性格行動相談	39件	34件	38件	31件	36件	49件
相談	不登校相談	2件	4件	0件	2件	8件	2件
	適正相談	0件	1件	0件	0件	0件	0件
	育児・しつけ相談	4件	6件	6件	3件	1件	2件
その	他の相談	18件	16件	27件	8件	11件	12件
	計	137件	163件	172件	121件	136件	153件

7. 児童福祉施設

1) 横手市サンハイム (母子生活支援施設)

母子生活支援施設は、児童福祉法に基づく児童福祉施設で、配偶者のいない女性又はこれに 準ずる事情にある女性及びその者の監護すべき児童を入所させて保護するとともに、自立の促 進のためにその生活を支援することを目的としています。(平成15年4月より社会福祉法人 ファミリーケアサービスに委託)

(1)入所状況

(平成31年4月1日現在)

施設名	設置主体	経営主体	定員	入所状況	措置	:内訳
					市内	5世帯
横手市サンハイム	横手市	社会福祉法人ファミリーケアサービス	17世帯	9世帯	市外	4世帯

2) 県南愛児園「ドリームハウス」(児童養護施設) 地域小規模児童養護施設「きずな」(県南愛児園分園)

児童養護施設は、児童福祉法に基づく児童福祉施設で、乳児を除いて保護者のいない児童、 虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させ養護し、あわせてその自立を支 援することを目的としています。(平成10年4月より、社会福祉法人ファミリーケアサービス に委託)

(1)入所状況

(平成31年4月1日現在)

施設名	定員	入 所 状 況
県南愛児園「ドリームハウス」	30人	(幼 児 2人) 25人 (小学生14人) (中学生 5人) (高校生 4人)
地域小規模児童養護施設 「きずな」	6人	(小学生 3人) 6人 (中学生 1人) (高校生 2人)

8. その他

1) 出産祝金支給状況(平成24年4月~平成31年4月支給分)※H26年度から5月-4月支払ベース

支給年度	合 計
H24.4~ H25.3支給分	5 4 8人 16,440,000円
H25. 4~ H26. 3支給分	5 2 6 人 15,780,000円
H26.4~ H27.4支給分	497人 14,910,000円
H27.5~ H28.4支給分	5 1 4 人 15,420,000円
H28. 5~ H29. 4支給分	449人 13,470,000円
H29.5~ H30.4支給分	458人 13,740,000円
H30.5~ H31.4支給分	4 4 8 人 13,440,000円

母子•父子福祉

母子・父子福祉の動向

横手市では母子家庭として把握している世帯数が、平成30年8月1日現在952世帯です。母子世帯のうち30歳代と40歳代の母親が85%となっているほか、母と子のみの世帯が40.5%、収入が年間125万円以下の母親が33.6%となっています。一方、父子家庭世帯数は同日現在180世帯で、30歳代と40歳代の父親が71.1%、父と子のみの世帯が30.6%、収入が年間125万円以下の父親が10%となっています。

ひとり親家庭は、精神的にも経済的にも不安定な状況におかれやすいため、その家庭の児童の育成のための配慮から、必要な保護、指導が行われると同時に、養育者に対しては、その養育責任を遂行できるよう必要な援助が特に求められていると考えられます。これらを補うため、母子父子寡婦福祉資金やひとり親家庭等住宅整備資金の貸付のほか、母子・父子自立支援員による求職活動や職業能力の向上に関する支援などが行われております。また、平成30年度では相談件数が母子父子で延べ530件(前年度比+150件)に増加しているため、これからも子育てと生計維持を一人で担わなければならないひとり親の経済的自立を支えていくことが求められています。

秋田県母子寡婦福祉連合会では、日ごろ親子そろって楽しむ機会が少なくなっている ひとり親家庭の親と子が一堂に集い、親睦を深めるための交流事業を行っており、平成 30年度は39名が参加しております。

1. **横手市の母子・父子世帯** 1) 横手市の母子世帯の実態

平成30年8月1日現在 単位:人

年母	20歳	未満		20歳	代	30)歳代	40	歳	代		50歳	代		60歳	以上	計																								
齢の	(0		60			380		429		76				-	7	952																								
な号 っ子 た世 原帯	病死	交通事故	死 産業 災害	別 自殺	その 他	小計	離婚	遺棄		行方 不明		未婚 の母	配偶 の 障か		拘禁	その他	合計																								
原帝 因に	44	2	1	14	1	62	803	1		0		5	1		77	3	952																								
用母形の	自営業		開 用者	臨時 雇用		日雇 雇用者	パート	内鵈	ŧ	その ⁶ 雇用:		無職		不明			計																								
態雇	24	5	540	47	47		223	3		13		72		27			952																								
母 の 収	無		万円 ₹満	50万 ~ 75万		75万円 ~ 00万円	100万円 ~ 125万円	125万 ~ 180万		180万 ~ 240万		240万 ~ 300万		00万 以上		不明	計																								
入	75		12	22		61 150		292	2 153		153			35		101	952																								
児童の状況	就学前		義務 学校	教育 中学	校	就 高等 学校	短大	大学	<u> </u>	専門学		就暗	Š	無聙	哉 .	その他	計																								
大 況	205	4	139	266		376	11	23		11		34		34		34		34		34		34		34		34		34		34		34		34		34		4		58	1,427
み母 のと 世子	20歳	未満		20歳	20歳代		歳代	40	歳	代		50歳	代		60歳	以上	計																								
世子 帯の	(0		18			139		189)		37			- (3	386																								
		一世詩	帯当た	り児童				1.5 人																																	

2) 横手市の父子世帯の実態

平成30年8月1日現在 単位:人

年父	20	歳未	満		20歳	代	30)歳イ	t		40歳	代		50	歳代		60歳	裁じ	上_	計	
齢の		0			2			48			80			40			10			180	
な子と	病死	死 別 病死 交通 産業 その 事故 災害 他		その	小言	 計 離婚	離婚 遺乳		W+U	行方 不明		未婚の分		配偶 ⁵ の 障がし		拘禁	* * *	その他	合計		
原帯 因に	28	0)	0	3	31	140)	0		0		0		7		0		2	180	
用父 形の	自営	業	常用雇用		臨時 雇用:		日雇 雇用者	パ	7	F	内職	その 雇用		無	無職	7	下明			計	
態雇	31		12	ĉ	3		2	7		0		2	. (5		4			180	
父の	無		50万		~		75万円	100万円 ~ 125万円			5万円 ~ 0万円	~	,	240万円		300万円		7	不明	計	
の収入	7		0	шј	3	,	3		5		19	5			36		25		31	180	
児							就	学													
児童の状況	就学	前	小学		教育 中学	校	高等 学校	短	大		大学	専門: その		京	尤職	#	無職	そ	·の他	計	
大 況	17		65		60		73		0		3	2		6		1			20	247	
み父 のと	20点	歳未	満		20歳	代	30	歳化	ť		40歳	代		50	歳代		60点	裁じ	上	計	
世子 帯の		0			0		13				25				9			8		55	
	一世帯当たり児童数									1.37 人							_				

2. 母子·父子福祉事業

1) 母子·父子自立支援員

ひとり親家庭等の福祉に関して実情を把握し、個人それぞれのケースに応じて自立に必要な相談や情報提供及び指導等を行っています。

○母子・父子自立支援員 3名

(1)相談指導の状況(平成24~30年度)

単位:件 ※()内は延件数
---------	--------

	4	三 活	一般		4	三 活	援護		児	童	問題	į	計			
	母	子	父-	子	母	子	父-	子	母	子	父	父子		母子		子
平成24年 度	156	(299)	5	(11)	174	(260)	13	(15)	65	(241)	9	(26)	395	(800)	27	(52)
平成25年 度	119	(226)	9	(12)	194	(298)	19	(25)	61	(171)	8	(13)	374	(695)	36	(50)
平成26年 度	91	(221)	4	(4)	157	(321)	20	(25)	15	(72)	1	(1)	263	(614)	25	(30)
平成27年 度	74	(233)	7	(16)	160	(336)	21	(27)	24	(143)	0	(3)	258	(712)	28	(46)
平成28年 度	79	(181)	2	(3)	124	(272)	17	(22)	19	(77)	2	(2)	222	(530)	21	(27)
平成29年 度	52	(106)	5	(8)	113	(233)	10	(14)	6	(18)	1	(1)	171	(357)	16	(23)
平成30年 度	105	(169)	9	(9)	163	(264)	11	(37)	28	(50)	1	(1)	296	(483)	21	(47)
備考	住宅、四 労、結婚		庭紛争、 他	就	公的年金 子寡婦福 税、その	晶祉資金	扶養手当 、生活保		教育、着 子生活支	養育、非 支援施設	行、就耶	散、母				

2) ひとり親家庭等住宅整備資金の貸し付け(県単)

市内に居住する母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の住宅の補修や増改築に必要な整備資金の貸付を行います。

○ 貸付限度額 150万円以内

○ 貸付利率 年0.1% (年2回の見直しあり、所得税の非課税世帯は無利子)

○ 償還期間 措置期間(1年以内)経過後9年以内

3) 母子父子寡婦福祉資金の貸付

配偶者のいない方で現に児童を扶養しているものに対し、その経済的自立と生活意欲の助長を図り、あわせてその児童の福祉の増進に資するための資金の貸付をしています。

※母子父子寡婦資金の貸付条件

- 対象者 ひとり親家庭の父・母・寡婦
- 〇 保証人 1人
- 償還方法 償還期間内に年賦・半年賦または月賦で返還

(単位:千円)

年	F 度	平成2	24年度	平成2	5年度	平成2	6年度	平成2	7年度	平成2	28年度	平成2	29年度	平成3	0年度
	種 類	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
事業	美開始資金														
事業	美継続資金														
修	高等学校														
学資金	大学または	1	234	1	2, 754	3	7, 545								
金	高等専門学校														
技能	1 取得資金														
修	業 資 金	2	410	3	800					1	3, 360			1	319
就暗	战支度資金			1	100			1	300					2	1, 160
療	養 資 金														
生	活 資 金														
住	宅 資 金														
転	宅 資 金														
就学	之支度資金	1	590												•
結	婚 資 金														
児童	重扶養資金														
	計	4	1, 234	5	3,654	3	7, 545	1	300	1	3, 360	0	0	3	1, 479

3. ひとり親家庭支援事業

1) ひとり親家庭ふれあい交流事業

秋田県母子寡婦福祉連合会で行われている事業で、日常、親子そろって楽しむ機会が少ないひとり親家庭の親と子が一堂に集い、一日を楽しく過しながら相互の親睦を深めるために行っています。

(1)親子交流会実施状況

	月 日	目 的 地	参加人数
Н 19	8月25日 (土)	保呂羽山 少年自然の家 「野外炊飯体験」	30名
Н 20	11月30日 (日)	南部エリア「うどん作り体験」	40名
Н 21	7月20日 (月)	阿仁熊牧場「秋田内陸縦貫鉄道乗車体験および 熊牧場での写生大会」	44名
Н 22	8月29日(日)	秋田県立保呂羽山 少年自然の家(ほろわんぱーく) 自然散策・野外炊飯・工作	48名
Н 23	8月28日(日)	鳥海高原花立牧場公園 アイスクリーム作り体験ほか	45名
Н 24	8月26日 (日)	横手市農山村体験学習交流施設 「釣りキチ三平の里」体験学習館 箸作り、蕎麦打ち、自然散策	35名
Н 25	12月22日 (日)	秋田県南部男女参画センター 餅つき、クリスマス、正月遊び	49名
Н 26	7月13日 (日)	男鹿水族館GAO	46名
Н 27	7月5日 (日)	秋田市大森山動物園ミルヴェ	48名
Н 28	7月3日(日)	岩手県立児童館 いわて子どもの森	50名
Н 29	7月2日 (日)	あきた白神体験センター	32名
Н 30	7月1日 (日)	フェライト子ども科学館 土田牧場(にかほ市)	39名

障がい者福祉

障がい者福祉の動向

障がい者福祉については、"障がいのある人も家庭や地域で普通の生活ができる社会に"というノーマライゼーションの流れの中で、障がい者や地域住民の意識に変化が見られるようになり、国・県はもとより障がい者の身近な市町村においても障がい者のニーズに合った施策推進と、障がい種別に係わらず均衡のある福祉サービスの提供が求められております。

平成18年4月からは「障害者自立支援法」に基づく新たな体系でのサービス提供が確立され、福祉サービスを利用者が自由に選択することができるようになっております。さらに、施行から3年ごとに障害福祉サービス報酬の改正や低所得世帯の利用者負担を無料とする利用者負担の軽減も行われるなど法の一部改正が行われてきました。

平成24年6月には「障害者自立支援法」に替わり、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」が成立し、平成25年度から施行されております。

障害者総合支援法では近年、障がい福祉サービスの対象者に難病患者の方が加わり、これまでの"障害程度区分"が"障害支援区分"への見直し、"共同生活援助"と"共同生活介護"との一元化等さまざまな制度の改正がされております。

本市では、平成27年度から9年間の「第2次横手市障がい者計画」と平成30年度から3年間の「第5期横手市障がい福祉計画」に沿った事業展開や各種方策を推進しながらも、地域生活支援拠点整備コーディネーターの配置や自立支援協議会の機能強化、障がい者就労支援ステップアップ事業の継続など障がい福祉事業を推進しております。

今後も「障害者総合支援法」による福祉サービスを円滑に提供できるよう努めるとともに、 障がいや障がい者に対する地域住民の理解と認識を深めるための啓発活動や、障がい者 の社会参加、地域移行や就労移行に向けた更なる施策の推進を図ることとしております。

1. 障がい者福祉事業の概要

手 帳 交 付・相談援助施策

- 〇健 診一妊婦健診・乳幼児健診・先天性代謝異常検査等(保健所、保健センター)
- 〇診査・更生相談(秋田県福祉相談センター)
- 〇障がい児療育相談(児童家庭担当、秋田県医療療育センター、保健所、児童相談所)
- 〇巡回相談(秋田県福祉相談センター)
- 〇精神障害者保健福祉手帳(横手保健所、秋田県精神保健福祉センター)

自立支援医療

- 〇育成医療一水晶体摘出手術・各種形成術・角膜移植術・穿孔閉鎖術
 - ・人工透析・臓器移植・ペースメーカーの埋め込み手術等
- 〇更生医療-水晶体摘出手術・各種形成術・角膜移植術・穿孔閉鎖術
 - ・人工透析・ペースメーカーの埋め込み手術等
- ○精神医療ー入院医療・自立支援医療・デイケア

補 装 具の 支 給

〇補装具の交付・修理

〇難聴児用補聴器の交付

〇障害者地域生活支援事業

在宅援助施策

手話通訳者派遣事業 手話奉仕員養成事業 要約年記奉仕員養成事業 成年後見制度利用支援事業 日常生活用具給付等事業 点字・声の広報等発行事業 ペーツ大会開催事業 ボランティア団体活動支援事業 相談支援事業 地域支援事業 訪問入浴事業 日中・支援事業 日中・支援事業 福祉ホーム運営費補助事業

- 〇小児慢性特定疾病児日常生活用具給付事業
- 〇相談員の設置(身体・知的障がい)
- ○障がい者スポーツ大会
- 〇移動に対する支援対策

移送費補助事業(タクシー券)・通院交通費 自動車運転免許取得費、自動車改造費助成

自 立 支 援給 付 事 業

経済援助施策

- 〇介護給付 (訪問系)居宅介護·重度訪問介護·同行援護·行動援護·重度障害者等包括支援
 - (日中活動系)短期入所・療養介護・生活介護

(施設系)施設入所支援

- ○訓練等給付-(居住支援系)自立生活援助・グループホーム
 - (訓練系·就労系)自立訓練(機能訓練·生活訓練)·就労移行支援·就労継続支援(A型·B型) 就労定着支援
- 〇障害児通所給付ー児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援・医療型児童発達支援・ 居宅訪問型児童発達支援・保育所等訪問支援・障害児入所施設(福祉型・医療型)

(障害者総合支援法、児童福祉法による指定を受けた事業所)

- 〇年金の支給(国保年金課)
- 〇手当の支給-特別障害者手当、障害児福祉手当、福祉手当 特別児童扶養手当、重度心身障害児養育手当、療育援助費
- 〇心身障害者扶養共済制度事業
- 〇税制上の優遇措置(税務課)
- 〇利用料等の特別措置
 - (JR運賃、バス運賃、航空運賃の割引、有料道路料金の割引等、 NHK受信料の減免、自動車税・自動車取得税の減免)

障がい者福祉事業

-24-

2. 身体障害者手帳所持者

①年齢別・性別・等級別

平成31年3月31日現在

年齢区分		0~5	5		6~1	1 4		15~	~17		18~	-59		60~	6 4		65~	6 9		70歳	以上		合 計	
級別	男	女	計	男	女	盂	男	女	羋	男	女	計	男	女	計	男	女	≕	男	女	計	男	女	≕
1	1	3	4	2	5	7	2	1	3	92	61	153	49	19	68	62	27	89	359	437	796	567	553	1, 120
2		3	3	7	2	9	2	1	3	52	47	99	20	22	42	55	24	79	228	365	593	364	464	828
3	1	2	3	1	2	3	3		3	66	50	116	30	29	59	41	52	93	247	425	672	389	560	949
4				2	2	4	1	3	4	37	47	84	37	68	105	52	84	136	352	697	1, 049	481	901	1, 382
5										13	13	26	13	6	19	20	22	42	80	83	163	126	124	250
6	1		1		2	2				13	7	20	8	5	13	11	6	17	79	97	176	112	117	229
合 計	3	8	11	12	13	25	8	5	13	273	225	498	157	149	306	241	215	456	1, 345	2, 104	3, 449	2, 039	2, 719	4, 758

②障がい別・性別・等級別

障がい 区分	視	覚障が	じい	聴	覚障が	ίι	機能	平行 能障か	il,		声•言 能障が			そしゃく 能障か		肢	体不自	曲	内	部障な	がしい	,	合 計	
級別	男	女	計	男	女	丰	男	女	丰	男	女	計	男	女	計	男	女	丰	男	女	計	男	女	計
1	27	46	73	3	1	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	129	176	305	408	330	738	567	553	1,120
2	39	40	79	24	41	65	0	0	0	0	0	0	0	0	0	299	382	681	2	1	3	364	464	828
3	7	18	25	20	19	39	0	1	1	21	6	27	1	0	1	244	460	704	96	56	152	389	560	949
4	11	19	30	103	164	267	0	0	0	7	6	13	1	2	3	215	614	829	144	96	240	481	901	1,382
5	17	29	46				0	0	0			0			0	109	95	204			0	126	124	250
6	14	18	32	44	70	114	0	0	0			0			0	54	29	83			0	112	117	229
合 計	115	170	285	194	295	489	0	1	1	28	12	40	2	2	4	1,050	1,756	2,806	650	483	1,133	2,039	2,719	4,758

3. 療育手帳及び精神保健福祉手帳所持者

療育手帳所持者 平成31年3月31日現在

年齢	()~5	5	6	~1	4	15	5 ~ 1	17	18	3~5	59	60)~6	64	6	5~6	69	7	0以.	Ł		合計	-
級種	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
Α	0	1	1	9	4	13	6	4	10	120	76	196	12	12	24	16	20	36	32	40	72	195	157	352
В	3	2	5	23	10	33	15	13	28	172	87	259	22	2	24	14	2	16	11	9	20	260	125	385
合計	3	3	6	32	14	46	21	17	38	292	163	455	34	14	48	30	22	52	43	49	92	455	282	737

精神保健福祉手帳所持者

平成31年3月31日現在

年齢	()~5	5	6	~1	4	15	5~ ⁻	17	18	8~5	59	60	0~6	64	6	5~6	69	7	0以.	Ŀ		合計	-
級種	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
1	0	0	0	2	0	2	0	2	2	27	28	55	8	5	13	8	8	16	15	13	28	60	56	116
2	0	0	0	0	0	0	1	1	2	127	98	225	24	13	37	21	12	33	21	19	40	194	143	337
3	0	0	0	2	1	3	1	1	2	34	24	58	6	5	11	2	1	3	1	2	3	46	34	80
合計	0	0	0	4	1	5	2	4	6	188	150	338	38	23	61	31	21	52	37	34	71	300	233	533

4. 本市における地域生活支援体制

地域の情報

平成31年3月31日現在

	手帳	所持者	(児)数	施詞	设入所等障:	がい者(児)	数
	身体障がい	者	4,709	入所支援施設	ζ		232
	夕 体 降 が い	児	49	療養介護施設	Ž		16
担当エリア内の障がい者(児)数	知的障がい	者	647	自立支援医療	原(精神通院) 勁	受給者数	1,214
	といっていたいい	児		精神障害者社	上会復帰施設		38
	姓か 7きんい	\ 	E 2 2	精神病床数			308
	精神障がし	'白	533	精神病床入院	君数		222
			デイサービス	ショートステイ	ホー	ムヘルプサー	ービス
			(デイケア)	フョートスティ	家事	身体介護	移動
	障がい児		8	6	4	4	2
担当エリア内で利用可能な在 宅生活支援の事業所数	身体障がし	\者	8	6	4	4	2
七工心又版の争未別数	知的障がし	\者	8	6	4	4	2
	重症心身障	がい者	8	6	4	4	
	精神障がし	\者	8	6	4	4	

担当エリア 内に関する 特記事項

上記サービス提供の実際の状況、上記以外のサービス提供状況等について

日中一時支援事業所 7ケ所 基準該当生活介護事業所 3ケ所

5. 自立支援給付の状況

障害者総合支援法には「自立支援給付」、「自立支援医療」、「補装具費の支給」、「地域生活支援事業」 があります。(介護保険の対象となる方は、介護保険サービスを優先的にご利用いただくこととなります。) また、児童福祉法のサービスには、「障害児通所給付」があります。

自立支援給付

障がい種別(身体・知的・精神)にかかわらず、障がい者の自立支援を目的に提供するサービスで、次のサービスがあります。

『介護給付』・・・・日常生活に必要な支援が受けられます。

『訓練等給付』・・・自立した生活に必要な知識などを身につけます。

『自立支援医療』・・心身の障がいの除去や軽減を図るための医療費を支給します

『補装具費の支給』・身体機能を補完する補装具費の購入や修理費に要する費用を支給します。

地域生活支援

市や県が地域の実情に応じて障がい者の地域生活における生活を支援するための事業で相談支援、 移動支援、訪問入浴、日中一時支援などがあります。

サービス体系 自立支援給付 介護給付 訓練等給付 居宅介護 (ホームヘルプ) 自立訓練(機能訓練・生活訓練) 重度訪問介護 就労移行支援 就労継続支援(A型・B型) 行動援護 障 共同生活援助 同行援護 が (外部サービス利用型) 重度障害者包括支援 11 短期入所 (ショートステイ) 者 療養介護 生活介護 障害児通所給付 障 が 児童発達支援 施設入所支援 放課後等デイサービス 共同生活援助 13 児 (介護サービス包括型) 自立支援医療 更生医療 相談支援給付 育成医療 精神通院(主体は県) 補装具費の支給 地域生活支援事業 相談支援、意思疎通支援(手話通訳者等派遣)、日常生活用具給付等、移動支援、 訪問入浴、日中一時支援等 その他の支援

(1)自立支援給付費給付実績

	II IS TENE	2 9	9 年度	3 () 年度
	サービス種類	給付延件数	給付額(円)	給付延件数	給付額(円)
	居宅介護	734	59,454,647	834	41,000,411
	重度訪問介護	65	25,126,429	67	28,571,350
	同行援護	23	753,970	23	653,970
	行動援護	0	0	0	0
介	短期入所	341	17,139,583	417	16,676,824
護給	療養介護	210	51,956,290	195	48,715,420
付	生活介護	4,245	760,900,847	4,338	787,828,667
	施設入所支援	2,879	270,771,883	2,788	285,408,530
	相談支援事業	2,439	35,578,710	3,004	39,178,146
	旧法施設支援	0	0	0	0
	高額介護 サービス費	56	560,985	49	202,093
訓	自立訓練	698	74,156,239	581	64,587,823
練等	就労移行支援	286	45,484,593	229	33,251,811
給	就労継続支援	2,620	300,744,649	2,712	313,410,085
付	共同生活援助	1,039	120,450,721	1,100	124,731,823
	児童発達支援	721	27,789,227	731	30,049,292
児童	医療型児童 発達支援	12	201,870	12	193,510
通所支援	放課後等 デイサービス	341	36,383,119	450	45,230,011
援	障害児相談支援	147	2,288,080	235	3,428,600
	合 計	16,856	1,829,741,842	17,765	1,863,118,366

(2)自立支援医療

①更生医療

身体障がい者に対する障がいの軽減または除去のために医療が必要と認められるとき、必要な医療費を公費で負担します。

項目	実給付者数	延給付決定数	公費負担額
年度	(人)	(件)	(円)
H28	167	2,352	52,480,551
H29	148	2,707	52,552,428
H30	155	2,691	41,381,098

2育生医療

障がい児に対する障がいの軽減または除去のために医療が必要と認められるとき、必要な医療費を公費で負担します。

項目	実給付者数	延給付決定数	公費負担額
年度	(人)	(件)	(円)
H28	7	21	681,202
H29	13	26	954,944
H30	14	28	823,486

(3)補装具費の支給

①補装具費の支給

身体障がい者(児)の体の不自由なところを補い、日常生活や職業生活を容易にするために、必要な補装具の購入または修理にかかる費用の一部を公費で負担します。

項目	給付件数	利用者負担額	公費負担額
年度	(件)	(円)	(円)
H28	216	411,730	15,735,050
H29	183	420,326	13,400,378
H30	199	316,901	18,428,140

②難聴児補聴器給付事業

身体障がい者手帳の対象とならない難聴児に対して言語発達やコミュニケーション能力を高めることを 目的に補聴器購入に要した費用を助成します。

項目 年度	実利用者数 (人)	助成金額(円)
H28	0	0
H29	0	0
H30	1	13,000

(4)地域生活支援事業等

①相談支援事業

障がいのある方などからの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、障害福祉サービスの利用支援や関係機関との連絡調整を行います。

項目 年度	相談件数 (件)
H28	685
H29	727
H30	657

②意思疎通支援事業

聴覚などの障がいがあるため、意思疎通を図ることに支障がある方が、病院などに行くときに手話通訳者等の派遣を行います。

項目 年度	実利用者数	延利用回数	総事業費 (円)
H28	17	145	883,385
H29	11	221	5,298,480
H30	10	183	491,000

③日常生活用具給付等事業

重度の障がいのある方に日常生活の便宜を図るため、障がいの種別や程度に応じて、日常生活用具を給付または貸与します。

項目	実給付	延給付件数	利用者負担額	公費負担額
年度	品目数	(件)	(円)	(円)
H28	25	2,413	2,849,257	22,376,106
H29	21	2,381	2,877,491	22,820,305
H30	21	2,413	2,308,735	21,675,176

④小児慢性特定疾患児日常生活用具給付等事業

身体障害者手帳を持っていない在宅の小児慢性特定疾患児の日常生活の便宜を図るため、日常生活用具を給付します。

項目	実給付	実給付 延給付件数		公費負担額	
年度	品目数	(件)	(円)	(円)	
H28	2	2	74,410	35,966	
H29	2	2	18,950	31,810	
H30	3	3	13,750	40,790	

⑤移動支援事業

屋外での移動が困難な障がいのある方に外出支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促進します。

	項目	実利用者数	延利用回数	総事業費	
年	Ē度 \\	(人)	(回)	(円)	
	H28	19	256	1,390,067	
	H29	17	342	1,991,653	
	H30	15	345	2,235,836	

⑥訪問入浴事業

身体に障がいがある方の居宅を訪問し、浴槽を提供して入浴の介助を行います。

項目	実利用者数	延利用回数	総事業費	
年度	(人)	(回)	(円)	
H28	14	632	7,546,742	
H29	14	629	7,400,814	
H30	12	528	6,257,888	

⑦日中一時支援事業

障がいのある方の家族の就労支援や一時的な休息等のために、障がいのある方の日中における生活の 場を提供します。

項目 年度	実利用者数 (人)	延利用回数 (回)	総事業費 (円)
H28	68	2,865	7,270,820
H29	82	2,586	6,517,281
H30	61	2,602	6,312,704

⑧自動車運転免許取得費助成事業

身体に障がいのある方等の就労や社会参加活動の促進を図るため自動車操作訓練を終了するに要した費用を助成します。

項目 年度	実利用者数 (人)	助成金額(円)
H28	5	500,000
H29	6	600,000
H30	1	100,000

⑨自動車改造費助成事業

身体に障がいのある方の就労や社会参加活動の促進を図るため自動車改造に要した費用を助成します。

項目 年度	実利用者数 (人)	助成金額(円)
H28	3	245,360
H29	4	316,366
H30	4	261,920

高 龄 者 福 祉

1. 超高齢社会の到来と高齢者福祉施策の基本方針

平成31年3月末の横手市の高齢化率は37.2%であり、昨年同月比で約0.7%高くなりました。 6年後には40%を超える見込みです。高齢者数の数値以上に深刻な事は、少子化が進み人口 の構成比率が若年者より高齢者に大きく偏っている事です。高齢者世帯、一人暮らし高齢者 等の支援のみならず、地域社会の維持・存続という観点からも、高齢者の自助を含めた『地 域共生社会の実現』に向けた対策は、重要な課題の一つとなっています。

また、地域の実情に応じて、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される『地域包括ケアシステム』を深化・推進することが必要です。

高齢者ができるだけ長く、本人の能力、意欲に応じて地域で暮らしていけるよう策定した 『第7期横手市介護保険事業計画・高齢者福祉計画』の基、横手市に暮らす誰もが未来への 希望を抱き生きていくために、家族の絆・地域の絆を深め、ともに支え合い助け合う地域社 会の実現を目指します。

【高齢者人口】

人口	人口 (人)			65 歳	65 歳以上人口(人)			高齢化率(%)		
年度	男	女	計	男	女	計	男	女	計	
H29	43,106	47,916	91,022	13,822	19,381	33,203	32.1	40.4	36.5	
H30	42,494	47,152	89,646	13,918	19,419	33,337	32.8	41.2	37.2	

※年度末の横手市住民基本台帳による

【高齢者世帯数(参考:秋田県「高齢者数・高齢者世帯数調査」による)】

				_				
年度 世帯 総数	65歳以上の 高齢者だけの世帯		ひとり暮らしの高齢者			2人以上の 高齢者のみ世帯		
	世帯数	割合(%)	男(人)	女 (人)	割合(%)	世帯数	割合(%)	
H29	31,364	8,791	28.0	1,265	3,098	13.9	4,428	14.1
Н30	31,271	8,856	28.3	1,377	3,184	14.6	4,295	13.7

※各年7月1日現在

2. 地域における生活支援体制の構築

(1) 生活支援体制整備事業

すべての市民が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域で支えあう仕組みづくりを整備します。横手市全域(第1層)及び8地域(第2層)において、住民主体の「協議体」の設置と「生活支援コーディネーター」を配置します。

協議体はこれまでの行政主導の活動ではなく、住民主体の自由な発想で、ちょっとした助け合いを創り出すことを役割としています。しかし行政等や福祉などの様々な機関から個別にバラバラに地域団体へアプローチされることにより、地域の現場では混乱や疲弊が出ています。平成31年度では地域で率先して頑張ってくれる団体や推進員の方々が困惑したり疲弊しないように、行政や社会福祉協議会から地域の方々へ入る情報や依頼事項をまとめるような検討を始めました。

平成30年度 第2層協議体の活動状況

◆住民や関係機関などの話し合いの場を設置

◆地域情報の共有や連携強化、課題解決に向けた検討

地域 項目	横手	増田	平鹿	雄物川	大森	十文字	山内	大雄
定例会活動	7 回	10 回	9 回	6 回	5 回	5 回	8回	9 回
定例会活動打合せ	7 回	0 回	7 回	5 回	1回	2 回	8回	10 回

(2) くらしの安心サポート推進事業

地域の交流と支え合いの促進を図るため、子どもからお年寄りまで楽しめるレクリエーション用の備品、環境保全のための刈払機、一人暮らし高齢者宅等の除雪支援のための除雪機械等を準備し、地域活動を行う団体への貸し出しを行います。

≪貸し出し実績≫ (単位:件数)

備品 年度	カラオケ機 (35 台)	TVゲーム機 (8台)	液晶テレビ (10台)	プロジェクター (8台)	刈払機 (8 台)	除雪機 (11 台)	ボルローダー (1台)
H29	35	1	21	10	0	4	1
H30	28	0	19	8	1	3	1

3. 地域見守り体制の構築

(1) 緊急時あんしんバトン配布事業

概ね65歳以上の一人暮らし高齢者、高齢者のみ世帯、身体障害者手帳等を所持し日常生活に不安を抱えている方のいる世帯及びこれに準ずる世帯を対象に、かかりつけ医や緊急連絡先等の情報を入れる容器(あんしんバトン)を配布し、冷蔵庫内に設置することで119番通報の際に救急隊員があんしんバトンから必要な情報を把握できることから、緊急時の迅速かつ適

切な対応につなげます。

≪バトン配布実績≫

年度項目	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	延配布数
配布世帯数(件)	105	60	43	47	59	38	23	1,544

4. 敬老意識の醸成

(1) 長寿祝金支給事業

横手市に10年間居住し、満100歳に達した高齢者に対し、祝金10万円および賀詞を贈呈。満88歳に達する高齢者に対し、祝金1万円および賀詞を贈呈します。(平成29年度より祝金相当分の商品券の贈呈となっています。)

≪100歳長寿祝金贈呈者数≫

(単位:人)

生別 年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
男性	5	5	2	4	4	6	3	6	8
女性	30	14	20	17	18	16	26	20	20

≪88歳長寿祝金贈呈者数≫

(単位:人)

地域 年度	横手	増田	平鹿	雄物川	大森	十文字	山内	大雄	合計
H29	246	61	132	88	58	97	38	41	734
H30	290	77	142	99	71	139	43	44	905

(2) 敬老会事業

75歳以上の方を対象に、長年にわたり地域社会を支えてきた高齢者への感謝の意を込め、 9月の敬老月間に各地域にて敬老会を開催します。

≪敬老会参加者数≫

(単位:人)

地域 年度	横手	増田	平鹿	雄物川	大森	十文字	山内	大雄	合計
H29	1,136	220	326	411	293	316	311	252	3,265
H30	1,146	220	294	409	294	293	292	256	3,204

5. 日常生活への支援

(1) 配食サービス事業

自立相当の方及び要介護認定で自立若しくは要支援と認定された概ね65歳以上の一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯及びこれに準ずる世帯並びに身体障がい者の方で、食事の調理が困難な方や栄養管理が必要な方を対象に、夕食の配達と併せ安否確認を行います。週1~3回まで利用できます。

項目 年度	実利用者数 (人)	延利用者数 (人)	配食数 (食)	総事業費 (円)
H29	244	1,810	17,212	15,490,800
H30	194	1,617	15,424	13,881,600

(2) 緊急通報システム事業、ふれあい・安心電話システム推進事業

横手市に住所を有する概ね65歳以上の一人暮らし高齢者、高齢者のみ世帯、身体障がい者のみ世帯及びこれに準ずる世帯を対象に、警備保障会社等への通報装置を貸与し、急病や災害発生時に装置の通報ボタンを押すことで、警備員や登録されている協力員が駆けつけます。 ※「ふれあい・安心電話」システムには相談電話的な機能もあります

(単位:人)

地域 年度	横手	増田	平鹿	雄物川	大森	十文字	山内	大雄	合計
H29	265	34	40	38	28	98	23	30	556
H30	255	17	24	36	22	78	24	22	478

[※]横手地域は緊急通報システム、それ以外の地域は「ふれあい・安心電話」システムを導入しています。

(3) 一人暮らし高齢者等雪下ろし雪寄せ支援事業

概ね65歳以上の一人暮らし高齢者、高齢者のみ世帯、身体障がい者のみ世帯及び母子世帯で、独力での雪下ろし及び雪寄せが困難で、且つ親族や近隣者等からの援助を得ることができない世帯を対象に、家屋屋根の雪下ろし及び道路間口から玄関までの雪寄せを行う事業者をあっせんし、市民税課税状況に応じて費用の一部を助成します。

≪雪寄せ利用状況≫ ※対象世帯の課税状況に応じて負担額が変わります。

項目 年度	利用者数 (人)	総事業費 (円)	利用者負担額 (円)	助成金額 (円)
H28	467	17,682,995	11,508,000	6,174,995
H29	398	15,953,550	11,106,500	4,847,050
H30	395	16,554,355	11,525,535	5,028,820

≪雪下ろし利用状況≫

※市民税均等割のみ課税若しくは市民税非課税世帯(生活保護世帯除く)が対象です

項目 年度	登録者数 (人)	利用者数 (人)	総事業費 (円)	利用者負担額 (円)	助成金額 (円)
H28	552	388	11,288,907	7,639,188	3,649,719
H29	557	476	23,011,716	15,546,646	7,465,070
H30	529	418	16,661,055	11,101,500	5,559,555

6. 健康づくりの推進

(1) はり・きゅう・マッサージ施術費助成事業

当該年度の4月1日現在65歳以上の方を対象に、健康の保持及び増進を図るため、市登録の施術所で利用できる「はり・きゅう・マッサージ施術券」を年12回分交付します。

項目 年度	対象者数 (人)	申請者数 (人)	交付枚数 (枚)	利用枚数 (枚)
H29	32,972	5,590	67,080	12,782
H30	32,509	5,211	62,532	12,268

(2) 健康づくり入浴サービス事業

当該年度の4月1日現在65歳以上の方を対象に、健康の保持及び増進と、外出機会確保のため、市内入浴施設を割引料金で利用できる「入浴券」を年12回分交付します。

項目 年度	対象者数 (人)	申請者数 (人)	交付枚数 (枚)	利用枚数 (枚)
H29	32,972	9,828	117,936	57,446
H30	32,509	9,150	109,800	53,948

(3) 自立者支援通所事業 (ミニデイサービス) (平成30年度で廃止)

介護予防事業の強化を図るため、自立者支援通所事業を日常生活支援総合事業へ転換することとした。

【経緯】横手市独自として 60 歳以上の一人暮らし高齢者等の閉じこもり防止と介護予防を目的として週1回の提供をしてきた。事業は市社会福祉協議会へ委託し全地域の8地域ごとに実施してきた。

【背景】平成27年度の介護保険法の改定により、横手市のミニデイのような「介護予防通所等」は市の独自事業である「介護予防・日常生活支援総合事業」に移行された。既に他市町村では介護予防事業を廃止し、総合事業へ完全移行している。

【課題】

身体レベルが低下した要介護状態の方が引き続きサービス利用し利用者バランスに不都合を生じ始めた。そもそもの目的である方々の参加率が非常に低い。設立趣旨から大きく乖離し始めた。

【今後】

新たな通いの場を作り事業の適正化を図ることとし、受け皿を用意した(スクラップ&ビルド)

現時点までに、以前の利用者のうち9割の方々は新たな事業へ移行できています。そのほかの方々を社会福祉協議会と 地域包括支援センターが連携しながらバックアップしている状態。

7. 生きがいづくり・社会参加の促進

(1) 老人クラブ活動助成事業

老人クラブは、老後の生活を明るく豊かなものにするため、娯楽や趣味、スポーツ、社会奉 仕など広い分野で活動しています。県老連大学講座の受講、県内各地で開催されるスポーツ大 会への積極参加及び研修旅行等、活動の場を広げております。

老人クラブの状況 (平成30年度)

地域	横手	増田	平鹿	雄物川	大森	十文字	山内	大雄	合計
クラブ数	40	12	9	17	19	21	9	13	140
会員数(人)	1, 115	421	261	573	836	660	278	570	4, 714

◆老人クラブ助成事業実施状況(平成30年度)

- ① 単位老人クラブ活動費 ・・・・・・ 5,636,400 円 月 3,355 円×12 ヵ月×140 クラブ=5,636,400 円
- ② 友愛訪問活動強化支援事業費・・・・・ 737,100 円 年 6,300 円×117 クラブ=737,100 円
- ③ 市町村老人クラブ連合会活動費 ····· 511,016 円 ア 194,000 円 (市町村均等割) イ 72 円×4,403 会員(連合会加入会員)=317,016 円
- ④ 健康づくり事業 …… 1,059,252円
 - ア 高齢者健康福祉まつり 679,252円
 - イ 老人クラブ連合会スポーツ大会 270,000円
 - ウ 趣味の作品展示会 110,000円

負担区分 国1/3以内 県1/3以内 市町村1/3

助成費総額 7,943,768円

8. 在宅介護への支援

(1) 移送サービス事業

概ね65歳以上の高齢者及び身体障がい者の方で、常時臥床等により座位がとれず一般の交 通機関(介護タクシーを含む)を利用することが困難な方を対象に、医療機関への通院又は入 退院するときなど移送用車両により送迎します。

項目年度	実利用者数 (人)	延利用回数 (回)	総事業費 (円)	利用者負担額 (円)
H29	63	256	1,675,430	647,000
H30	43	259	1,750,620	681,000

[※]H27 より完全有料化。それまでは、事業者による時間外は有料、時間内は横手市社会福祉協議会へ委託し無料で実施。

(2) 介護用品支給券支給事業

要介護認定で要介護3~5と認定された高齢者を在宅介護している世帯で、市民税非課税 世帯及び市民税均等割のみ課税世帯を対象に、紙おむつ等の介護用品を購入できる「介護用 品支給券」を交付します。

項目 年度	支給人数 (件)	支給枚数 (枚)	使用枚数 (枚)	総事業費 (円)
H29	894	40,422	36,074	36,074,000
H30	509	22,760	22,432	22,432,000

(3) 徘徊高齢者家族支援サービス事業

徘徊のみられる認知症高齢者等を介護している世帯を対象に、認知症高齢者等が常時身に 付けられる小型の無線機器を貸与し、徘徊した場合にインターネットの情報システムで場所 を特定することにより、早期発見につなげます。

年度	項目	利用世帯数 (件)
H29	9	3
H30	С	3

(4) 家族介護者交流事業 (平成30年度で廃止)

【廃止までの経緯】

合併前の8市町村で行っていた在宅で要介護 $4\cdot 5$ の方を介護している方を対象にした日帰り旅行や昼食交流会を、平成19年度から3ブロックで行うことにし、平成25年度からは全市を対象に実施してきた。

8 市町村での平成 17 年度実施実績は合計 281 人の参加があったが、ブロック化することにより減少を続け、 平成 26 年度に対象範囲要介護 $3\sim5$ までの家族 1,985 人に拡大しても 68 人の参加しかなかった。

市の事業としての終了を検討し始めた平成 29 年度は、引き続き社会福祉協議会に委託して、昼食交流会と介護者の相談窓口としてかいごカフェを 6 月から月 1 回 Y 2 プラザに開設しているが、参加者数は伸びていない。そして平成 30 年度は利用者を介護者の会にし、社会福祉協議会が交流支援を行うとともに、市の役割の終了を検討してきた。

【廃止後の予定】

市では事業廃止後も、引き続き介護者への理解を深めるためのチラシ又は市報やFM等で周知を図る。併せて専門家による年3回程度の相談交流会等の実施と介護者への情報紙の定期配布を行う。

また、介護者は、「介護者に対する具体的な支援や制度・政策を整えることにより介護者への理解を深める事を求めている」ことが長年の調査から明らかになったので、市では、一般市民への啓発も必要と考え、社会か

9. 高齢者が暮らしやすい住宅環境の整備

(1) 高齢者等住まい・生活支援モデル事業

住まいの事や生活していく上での困りごと相談などを受け、様々な生活支援の提案や空き家 空き室など住まいの情報を提供しながら、関係機関との調整などを行い、住み慣れた地域で安 心した生活が継続できるように支援します。

項目 年度	高齢者くらしのサポート センター設置数(箇所)	備考
H28	3	横手・増田・十文字地域
H29	7	横手・増田・十文字・平鹿地域

平成30年度は「横手市居住支援協議会」を設立しました。

(目的)

- ・住宅確保要配慮者又は民間賃貸住宅の賃貸人に対する情報の提供及び支援
- ・住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進及び居住の安定方策 (会員等)

宅地建物取引業者8者、居住支援団体10社(社会福祉法人等)、事務局は横手市

10. 要援護高齢者の保護

(1) 高齢者福祉施設入所措置事業

養護者がいない概ね65歳以上の方で、身体上若しくは精神上、又は住居環境的理由及び経済的理由により居宅において生活困難な方を対象に、養護老人ホームに入所措置します。

養護老人ホームの入所措置状況

平成31年4月1日現在

運営主体	₹	所 在 地	電話番号	施設名	定員(人)	入所者
(福)相和会	013-0821	横手市上境字館 133-5	0182 (36) 1211	養護老人ホーム 映月荘	50	44
横手市	013-0102	横手市平鹿町醍醐字下村 123-1	0182 (25) 4319	養護老人ホーム ひらか荘	50	44
(福)秋田県 社会福祉事業団	013-0525	横手市大森町字菅生田 245-34	0182 (26) 3885	秋田県南部老人福祉総合エリア 養護老人ホーム	50	45
湯沢市	012-0855	湯沢市関口字石田 108	0183 (73) 2471	養護老人ホーム 愛宕荘	100	1
(福)松寿会	010-1654	秋田市浜田字陳ヶ原 15-8	0188 (28) 6600	養護老人ホーム 松峰園	55	1
(福)仙北市 社会福祉協議会	014-0314	仙北市角館町白岩上西野87-13	0187 (53) 2870	養護老人ホーム 角館寿楽荘	75	3
	ĺ	슼 計		6 施設	380	138

介護保険

高齢者の介護を社会全体で担いながら、質の高い介護サービスを提供することを 目的に、新たな仕組みとして介護保険制度が平成12年4月に始まりました。

横手市では、地域の実情に応じて、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される『地域包括ケアシステム』の深化・推進することを目指し、第7期横手市介護保険事業計画・高齢者福祉計画(平成30年4月~令和3年3月)を平成30年3月に策定しました。

多くの高齢者ができるだけ明るく元気でいられるよう、健康づくりや社会参加の 一層の推進、在宅医療・介護連携の推進等の新しい地域支援事業や、新しい総合事 業への取り組み、地域づくり・まちづくりを推進します。

1. 被保険者数の推移

(単位:人)

	H28年度末	H29年度末	H30年度末
65歳以上75歳未満	14, 281	14, 650	14, 895
75歳以上	18, 627	18, 519	18, 425
合計	32, 908	33, 169	33, 320
人口	92, 422	91, 022	89, 646
人口に占める割合	35. 6%	36. 4%	37. 2%

2. 要介護(要支援)認定者数の推移

(単位:人)

区分	H28年度末	H29年度末	H30年度末
要支援1	339	295	334
要支援2	735	703	714
要介護 1	1, 254	1, 246	1, 307
要介護2	1, 403	1, 402	1, 417
要介護3	1, 186	1, 223	1, 153
要介護4	898	950	958
要介護5	996	979	964
合計	6, 712	6, 798	6, 847

3. 受給者数

(介護保険事業状況報告月報 3月分)

①居宅介護(介護予防)サービス受給者数

(単位:人)

	要支援 1	要支援2	要介護 1	要介護2	要介護3	要介護 4	要介護5	合計
第1号被保険者	59	213	892	1, 062	785	493	422	3, 926
第2号被保険者	1	1	14	28	14	9	8	75
総数	60	214	906	1, 090	799	502	430	4, 001

②地域密着型(介護予防)サービス受給者数

(単位:人)

	要支援1	要支援2	要介護 1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
第1号被保険者	3	7	231	320	271	172	124	1, 128
第2号被保険者	0	0	7	5	3	1	0	16
総数	3	7	238	325	274	173	124	1, 144

③施設介護サービス受給者数

(単位:人)

					•	T T - 7 < 7
	要介護 1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護 5	合計
介護老人福祉施設	4	26	104	226	283	643
第1号被保険者	4	26	104	223	279	636
第2号被保険者	0	0	0	3	4	7
介護老人保健施設	30	56	108	89	116	399
第1号被保険者	29	55	106	86	115	391
第2号被保険者	1	1	2	3	1	8
介護療養型医療施設	0	0	0	0	0	0
第1号被保険者	0	0	0	0	0	0
第2号被保険者	0	0	0	0	0	0
総数	34	82	212	315	399	1, 042

[※]総数は実人数のため各施設の合計数とは合わない場合がある

(単位:円)

			(単位:円)
サービス等の種類	平成28年度	平成29年度	平成30年度
1. 介護サービス給付費	9, 819, 189, 534	10, 145, 268, 550	10, 247, 708, 689
i)居宅介護サービス給付費	4, 334, 010, 224	4, 439, 127, 603	4, 450, 486, 946
①訪問介護	917, 570, 071	994, 138, 426	1, 030, 650, 329
②訪問入浴介護	94, 715, 585	94, 876, 775	93, 927, 414
③訪問看護	80, 200, 600	101, 797, 620	114, 552, 431
④訪問リハビリテーション	36, 113, 424	35, 805, 579	33, 185, 570
⑤居宅療養管理指導	19, 427, 927	20, 209, 907	22, 141, 395
⑥通所介護	856, 584, 586		825, 046, 588
⑦通所リハビリテーション	225, 640, 097	227, 031, 378	218, 434, 079
<u>⑧短期入所生活介護</u>	1, 570, 809, 797		1, 534, 966, 864
<u> </u>	51, 314, 083	47, 116, 598	39, 660, 890
⑩特定施設入所者生活介護	179, 527, 909		220, 098, 837
⑪福祉用具貸与	302, 106, 145	310, 319, 363	317, 822, 549
ii)地域密着型サービス給付費	1, 742, 487, 678		1, 899, 628, 387
①定期巡回・随時対応型訪問介護看護	75, 086, 623	98, 203, 047	95, 131, 376
②夜間対応型訪問介護	73, 000, 023	0, 200, 047	33, 131, 370 N
③地域密着型通所介護	324, 354, 050	383, 690, 101	396, 822, 145
●	50, 524, 751	52, 947, 966	49, 729, 211
⑤小規模多機能型居宅介護	126, 646, 732	122, 073, 997	114, 441, 903
	703, 689, 575	724, 688, 549	722, 007, 396
⑥認知症対応型共同生活介護(短期含)	65, 912, 719		69, 799, 375
⑦特定施設入居者生活介護 ⑧地域密着型介護老人福祉施設	396, 273, 228	67, 849, 341	
. —		426, 190, 379	451, 696, 981
⑨看護小規模多機能型居宅介護(複合型サービス)	0 000 170 000	2 120 500 000	0 105 400 001
iii)施設介護サービス給付費	3, 068, 176, 392		3, 185, 498, 901
①介護老人福祉施設サービス	1, 819, 542, 611	1, 878, 286, 774	1, 928, 777, 034
②介護老人保健施設サービス	1, 247, 745, 253	1, 253, 877, 426	1, 254, 863, 514
③介護療養型医療施設サービス	888, 528	342, 486	1, 858, 353
iv) 居宅介護福祉用具購入費	10, 440, 439	9, 588, 539	10, 164, 978
v) 居宅介護住宅改修費	19, 799, 677	20, 891, 888	19, 351, 413
vi)居宅介護サービス計画給付費	644, 275, 124	667, 510, 454	682, 578, 064
2. 介護予防サービス給付費	70, 589, 121	80, 261, 107	89, 024, 099
i)介護予防サービス費	44, 802, 183	50, 172, 768	55, 964, 977
①介護予防訪問介護	66, 195	0	0
②介護予防訪問入浴介護	116, 415	412, 200	0
③介護予防訪問看護	541, 702	703, 422	1, 017, 215
④介護予防訪問リハビリテーション	3, 550, 755	3, 818, 412	3, 375, 648
⑤介護予防居宅療養管理指導	545, 373	412, 290	610, 089
⑥介護予防通所介護	442, 206	0	0
⑦介護予防通所リハビリテーション	6, 587, 565	7, 940, 071	9, 147, 793
⑧介護予防短期入所生活介護	4, 497, 330	4, 348, 187	6, 056, 026
<u>⑨介護予防短期入所療養介護</u>	33, 129	0	225, 054
<u>⑩介護予防特定施設入所者生活介護</u>	16, 850, 499	20, 174, 486	22, 667, 343
⑪介護予防福祉用具貸与	11, 571, 014	12, 363, 700	12, 865, 809
ji)地域密着型介護予防サービス給付費	4, 908, 699	10, 509, 138	10, 204, 281
①介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0
②介護予防小規模多機能型居宅介護	4, 294, 692	5, 574, 663	6, 472, 287
③介護予防認知症対応型共同生活介護	614, 007	4, 934, 475	3, 731, 994
iii)介護予防福祉用具購入費	1, 618, 776	1, 092, 326	1, 591, 365
iv)介護予防住宅改修費	6, 360, 463	4, 736, 575	6, 720, 476
v)介護予防サービス計画給付費	12, 899, 000	13, 750, 300	14, 543, 000
3. 高額介護サービス費	252, 968, 539	261, 741, 153	259, 565, 477
4. 特定入所者介護サービス費	597, 607, 120	571, 147, 537	561, 324, 338
5. 審査支払手数料	13, 503, 258	13, 798, 738	14, 061, 911
合 計	10, 615, 146, 270	11, 072, 217, 085	11, 171, 684, 514

5. 第1号被保険者の介護保険料(令和元年度)

段階	対象者	保険料	年額(円)
第1段階	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者 世帯全員が市民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計 所得金額の合計が80万円以下の人	基準額 × 0. 375	28, 100
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計 所得金額の合計が80万円を超え、120万円以下の人	基準額 ×0.625	46, 800
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計 所得金額の合計が120万円を超える人	基準額 × 0. 725	54, 300
第4段階	市民税課税世帯で、本人が市民税非課税かつ前年の課税年 金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	基準額 ×0.90	67, 500
第5段階	市民税課税世帯で、本人が市民税非課税かつ前年の課税年 金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超える人	基準額	75, 000
第6段階	市民税課税世帯で、前年の合計所得金額の合計が120万円未 満の人	基準額 ×1.20	90, 000
第7段階	市民税課税世帯で、前年の合計所得金額の合計が120万円以 上190万円未満の人	基準額 ×1.30	97, 500
第8段階	市民税課税世帯で、前年の合計所得金額の合計が190万円以 上290万円未満の人	基準額 ×1.50	112, 500
第9段階	市民税課税世帯で、前年の合計所得金額の合計が290万円以 上400万円未満の人	基準額 ×1.70	127, 500
第10段階	市民税課税世帯で、前年の合計所得金額の合計が400万円以 上の人	基準額 ×1.90	142, 500

6. 介護保険施設等の設置状況

(平成31年4月1日現在)

施設区分	東部	西部	南部	計
介護老人福祉施設	5施設	4施設	4施設	13施設
刀 護名入僧仙故 	200人	230人	198人	628人
地域密着型介護老人福祉施設	1施設	2施設	2施設	5施設
地域出有至月最老八個性地故	29人	49人	58人	136人
介護老人保健施設	1施設	1施設	2施設	4施設
月	150人	100人	200人	450人
グループホーム	4施設	6施設	7施設	17施設
	54人	99人	99人	252人
 特定施設入居者生活介護	3施設	1施設		4施設
特定地敌人占有土力力 接 	124人	50人		174人
地域密着型特定施設入居者生活介護	1施設			1施設
地域留有空待足施設人居有主活升護	29人			29人
小規模多機能型居宅介護	1施設	1施設	1施設	3施設
小、祝佚夕 放肥空店七川 護	29人	25人	25人	79人

※上段は施設数、下段は定員数(小規模多機能型居宅介護においては、登録者数) 東部は横手・山内、西部は雄物川・大森・大雄、南部は増田・平鹿・十文字

横手市地域包括支援センターの動向

横手市地域包括支援センターは、地域支援事業を具体的に実践していく機関として開設し、人口約3万人程度に区分けられる東部地区・西部地区・南部地区それぞれの圏域ごとにセンターを設置しています。また、市内10箇所の在宅介護支援センターをブランチ機関と定め、地域に密着した相談支援を推進しています。各センターの場所は、地理的な利便性に配慮するとともに、各圏域の医療・保健・福祉・介護の中枢をなす場所として、ワンストップ相談窓口としての役割も担っています。

平成30年度から始まった第7期介護保険事業計画では、地域包括ケアシステムの深化、推進が重点施策の一つとされております。地域ケア会議等の多職種連携による取組みの推進や地域の実情に応じた様々な取り組みが求められ、在宅医療と介護の連携をより強化し切れ目のないサービス提供ができる体制の構築が求められています。

また、地域において自治会、老人クラブ、各種のボランティア団体、リハビリテーション専門職、医師会等との連携を強化し、自立支援や重度化予防に向けた活動の推進が求められています。

認知症対策として、平成30年度には「認知症初期集中支援チーム」を3センターに配置し支援体制の充実を図り、認知症サポート医等の下、保健師、介護福祉士等の専門職が認知症の人やその家族に対して、初期の支援を包括的・集中的に行い、自立生活のサポートを行っています。さらに、今年度は小学校で実施している認知症サポーター養成講座を中学校でも実施し、地域で共に暮らす子どもたちにも認知症への理解を広め、認知症高齢者が地域で安心・安全に生活できるよう支援していきます。

また、高齢者の権利擁護のため成年後見制度の的確な活用についての啓発活動を継続すると共に、近年増加している高齢者虐待・消費者被害への対応については他の相談窓口や専門機関との連携による支援体制を強化し、高齢者が住み慣れた地域で安心して、その人らしい生活を継続していくことができるよう引き続き取り組んでまいります。

横手市地域包括支援センターの概要

組織運営形態

横手市直営 横手市市民福祉部 地域包括支援センター

所在地及びセンター名称

- ◇ 横手市東部地域包括支援センター(本庁舎内) 〒013-0023 横手市中央町8番2号 TEL 0182-35-2160 FAX 0182-33-2722
- ◇ 横手市西部地域包括支援センター

(大森町高齢者等保健福祉センター内)

〒013-0525 横手市大森町字菅生田245番地206 TEL 0182-35-2135 FAX 0182-56-4026

◇ 横手市南部地域包括支援センター(十文字庁舎内)〒019-0529 横手市十文字町字海道下7番地TEL 0182-35-2177 FAX 0182-42-5155

指定介護予防支援事業所

- ◇ 横手市東部地域包括支援センター (指定事業所番号 0500300074)
- ◇ 横手市西部地域包括支援センター (指定事業所番号 0500300033)
- ◇ 横手市南部地域包括支援センター(指定事業所番号 0500300082)

沿革

平成18年4月1日

(第3期介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画) 横手市大森町字大中島268番地 横手市役所大森庁舎内に開設 東部・西部・南部の3センター体制となる。

平成20年4月1日 平成21年4月1日

(第4期介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画)

西部地域包括支援センター内に横手市大森町居宅介護 支援事業所を併設

平成23年4月1日

- 横手市福祉保健部から横手市健康福祉部へ組織再編
- ・東部センターを横手庁舎内、南部センターを十文字 庁舎内へ変更
- ・東部センターに福祉・介護の総合(ワンストップ相談)窓口を設置

平成24年4月1日

(第5期介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画) 西部センター内に在宅医療連携推進事業の拠点を設置 東部センターに成年後見支援センターを設置

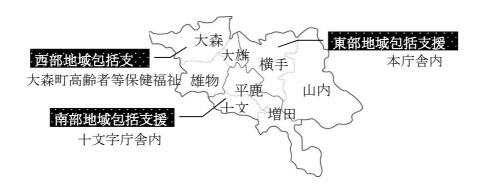
平成25年4月1日 平成27年4月1日 平成28年3月18日 平成28年3月18日 平成30年4月1日

(第6期介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画) 西部センター内に認知症初期集中支援チームを設置 西部センター内に認知症地域支援推進員を配置

(第7期介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画) 認知症初期集中支援チームを全市展開

平成31年4月1日

・横手市健康福祉部から横手市市民福祉部へ組織再編



横手市地域包括支援センターの役割

地域包括支援センターは、介護保険法で定められた、地域住民の保健・福祉・医療の向上 虐待防止、介護予防マネジメントなどを総合的に行う機関である。

センターには、保健師、主任ケアマネジャー、社会福祉士等が配置され、それぞれの専門性を活かして相互連携を図りながら業務にあたる。

具体的には、市町村事業である地域支援事業を実践する機関である。

要支援認定(要支援1・2)、総合事業対象者の介護予防マネジメントを行う介護予防支援 事業所としても機能する。

地域支援事業の内容

地域支援事業は、被保険者が要介護状態又は要支援状態(以下「要介護状態等」という。)となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り **地域**において自立した日常生活を営むことができるよう**支援**することを目的とするものである。

- ① 地域支援事業の実施にあたっては、高齢者のニーズや生活実態に基づいて総合的な判断を行い、高齢者が自立した生活を営むことができるよう、継続的かつ総合的なサービスが提供されるよう実施することとする。
- ② 地域包括支援センターは地域包括ケアを有効に機能させるために、保健師、主任介護支援専門員、社会福祉士などの各々の専門職の知識を活かしながら、常に情報を共有し、互いに業務の理念、基本的な骨格を理解した上で、連携・協働の体制を作り、業務全体を「チーム」として支えていく必要がある。また、地域包括支援センター内にとどまることなく、地域での各種サービス、保健・医療・福祉の専門職、専門機関相互の連携、ボランティア等の住民活動などインフォーマルな活動を含めた、地域における様々な社会資源の有効活用を図り、ネットワークを構築していく必要がある。さらに、地域支援事業の円滑な実施、地域包括支援センターの適切公正かつ中立な運営を確保する観点から、地域包括支援センター運営協議会を設置する。

横手市地域包括支援センターが所管する地域支援事業の構成

地域支援事業		地域支援事業以外
介護予防・生活支援サービス事業	包括的支援事業	介護予防支援事業
・ 訪問型サービス	• 総合相談支援事業	(指定介護予防支援事業所)
・ 通所型サービス	• 権利擁護事業	
・ 生活支援サービス	・ 包括的・継続的ケアマネジ	要支援1~2認定者に対
・ 介護予防ケアマネジメント事業	メント支援事業	する介護予防支援計画の
一般介護予防事業	在宅医療・介護連携推進事業	作成
· 介護予防把握事業	• 認知症総合支援事業	
· 介護予防普及啓発事業	・ 地域ケア会議推進事業	市民後見推進事業
· 地域介護予防活動支援事業	任意事業	
· 一般介護予防事業評価事業	・ 認知症高齢者見守り事業	市民後見人の養成、活 動支援等。成年後見支援
・ 地域リハビリテーション活動支援事業	• 成年後見制度利用支援事業	
	• 介護相談員等派遣事業	

令和元年度 横手市地域包括支援センター事業計画

◇ 地域支援事業

[介護予防・生活支援サービス事業

- ① 訪問型サービス
 - ◇ 歯つらつ健口訪問(口腔機能向上)

歯科衛生士による相談実技、実技指導。

◇ 心の健康訪問(高齢者うつ訪問)

地域包括支援センター及び地域局保健師による訪問。

② 通所型サービス

◇ 運動器の機能向上プログラム

短期健康アップ教室

東部入

南部

事業所へ委託。

西部

2時間程度の運動。(ストレッチ、運動機器を使った筋力トレーニング)

参加料:300円~690円程度、送迎有り。

◇ 口腔機能向上プログラム

お口歯つらつ教室

歯科衛生士による相談、実技指導。

2時間/月1回、3か月継続。

参加料:無料。

◇ 認知症予防プログラム

タッチパネル式物忘れ相談による認知機能評価

- ・教室参加前後でタッチパネル式物忘れ相談プログラムを活用し、認知機能を評価。
- ・予防対策として脳活性化プログラムを取り入れた体操や創作活動を実施。
- ◇ 栄養改善プログラム

管理栄養士による低栄養予防講話と簡単な調理実習等。

③ 生活支援サービス

生活支援体制整備事業における生活支援コーディネーターや協議体と連携し、自立支援 に資する生活支援を行う団体等の創出を図る。

④ 介護予防ケアマネジメント事業

総合事業に位置付けられるサービスを利用する事業対象者に対して、心身の状況、置かれている環境、対象者自らの選択に基づいて、事業が効率的に実施されるよう援助する。

Ⅱ 一般介護予防事業

- ① 介護予防把握事業
 - ◇ 基本チェックリスト配布・回収
 - ◇ 市民サービス課、民生委員など市民からの情報提供
- ② 介護予防普及啓発事業(出前講座で実施)
 - ◇ 口腔ケア講座
 - ・ 歯科医師による講演会。 各センター 1回/年
 - ・ 歯科衛生士による指導。 30回/年 (東部20回、西部・南部10回)

口腔機能について講話や体操、歌など。

◇ 栄養改善講座

管理栄養士等による講話

食生活の自己採点、栄養改善に役立つ講話、簡単な調理実習等。

各センター 10回/年

◇ 閉じこもり・うつ予防講座

保健師による講話。

◇ 物忘れ相談・認知症予防

タッチパネル式物忘れ相談プログラムを活用した認知症予防対策の実施。

Ⅱ 一般介護予防事業

- ③ 地域介護予防活動支援事業
 - ◇ 介護予防普及講座
 - ・ 認知症予防、閉じこもり・うつ予防、口腔ケア、栄養改善についての講話等。
 - ・ 運動機能向上、介護予防のための地域活動ポイントについて。
 - ◇ 介護予防普及フォローアップ講座
 - ・介護予防を地域で展開するためのポイントと実践について。
 - ・介護予防サポーターの育成。
- ④ 一般介護予防事業評価事業
 - ◇ 事業実施ごとに評価し、年度末に事業実績をまとめる。
- ⑤ 地域リハビリテーション活動支援事業

地域の集いの場や個別ケース検討会などにリハビリテーション専門職を派遣し、専門的・技術的な支援、助言できる体制を整備します。

Ⅲ 包括的支援事業

- ① 総合相談支援事業
 - ◇ 地域におけるネットワークの構築

適切な支援につなぎ、継続的な見守りや更なる問題の発生を防止するため、介護サービス事業者、医療機関、民生委員、日常生活支援に携わるボランティアなど地域における様々な関係者のネットワークの構築を図ります。

◇ 実態把握

在宅介護支援センターとの連携

- 横手市地域包括・在宅介護支援センター連絡協議会での情報交換・研修会の開催。
- ◇ 総合相談支援(福祉・介護・生活全般に係るワンストップ相談)

東部センター(横手庁舎)、西部センター(健康の丘おおもり)、南部センター(十文字庁舎)が拠点となる。

- ・本人、家族、近隣住民、地域のネットワークを通じた相談を受けて、的確な状況 把握を行い、専門的・継続的な関与又は緊急性を判断する。
- ・相談内容に即したサービス又は制度に関する情報提供や関係機関の紹介を行う。
- ・連携体制や役割分担により継続的・専門的な相談支援実施する。
- ② 権利擁護事業
 - ◇ 成年後見制度の活用促進
 - ・民生児童委員定例会、地域単位の講座において制度の普及啓発を図る。
 - ・親族に制度利用の申立て者が居ない場合で、必要と認める場合、市長申立てにつなげる。
 - ◇ 老人福祉施設等への対応

虐待等で、避難等が必要な場合に福祉事務所内で検討する場を調整する。

◇ 高齢者虐待への対応

虐待事例を把握した場合、「高齢者虐待防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、速やかに当該高齢者を訪問して状況を確認して、事例に即した適切な対応を とる。

◇ 困難事例への対応

高齢者や家庭に重層的に課題が存在している場合、高齢者自身が支援を拒否している場合、 センターの専門職が連携して必要な支援を行う。

- ◇ 消費者被害の防止
 - ・消費者被害を未然に防止するため、消費者センターと定期的な情報交換を行う。
 - ・民生委員、介護支援専門員、訪問介護員等に必要な情報提供を行う。
 - ・地域へ出向いて消費者被害防止の講座を開催する。
 - ・「包括・在宅介護支援センター・居宅支援事業所の緊急連絡網」を活用した情報提供。

Ⅲ 包括的支援事業

- ③ 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業
 - ◇ 包括的・継続的なケア体制の構築
 - ・介護保険・地域包括支援センター運営協議会の開催と医療懇談会への出席。
 - ・介護支援専門員が、介護保険サービス以外の地域資源を活用できるような体制をつくる。
 - ・11箇所の地域ケア会議の事務局を担当し、1回/月の定期開催をするとともに課題や問題 やが生じた時は随時開催のほか、ミニケア会議を開く。
 - ・11箇所の地域ケア会議の総括として横手市ケア会議を1回/年開催する。
 - ◇ 地域おける介護支援専門員のネットワークの活用
 - ・介護支援専門員相互の情報交換を行う。(地域ケア会議の活用)
 - ◇ 日常的個別指導·相談
 - ・保険者と連携し、介護支援専門員の資質の向上に向けた研修会や情報提供などを行う。
 - ◇ 支援困難事例等への指導・助言
 - ▶支援困難事例の対応について、随時話し合いの場を調整する。
- ④ 在宅医療·介護連携推進事業
 - ◇ 地域の医療・介護の資源の把握
 - ・「在宅医療・福祉・介護連携ガイド」の活用促進。
 - ◇ 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討
 - ・課題を見直し、優先順位を決めて取り組む。
 - ◇ 切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築推進
 - ◇ 医療・介護関係者の情報共有の支援
 - ◇ 在宅医療・介護連携に関する相談支援
 - ◇ 医療・介護関係者の研修
 - ・多職種連携研修会の開催(東部・西部・南部ブロック別研修会・全市での研修会)。
 - ・職種別研修会及び情報交換会の実施(看護職・介護支援専門員等)。
 - その他の研修。
 - ◇ 地域住民への普及啓発
 - ・在宅医療・介護普及講座。(8地域で実施)
 - 各地域への出前講座の実施。
- ◇ 在宅医療・介護連携に関する関係市町村の連携
- ⑤ 認知症総合支援事業·
 - ◇ 認知症予防事業
 - ◇ 認知症地域支援推進員の配置
 - ◇ 認知症ケアパスの普及
 - ◇ 物忘れ健診の実施
 - ◇ 認知症予防講演会の開催
 - ◇ オレンジレジストリの実施
- ⑥ 地域ケア会議推進事業

保健、医療、福祉、介護サービスが切れ目なく提供できるよう、関係機関の連携を強化することで、包括的・継続的な支援の推進を図る。

IV 任意事業

- ① 家族介護支援事業業
- ② 認知症高齢者見守り事業
 - ◇ 認知症サポーター養成講座
 - ・ 認知症の症状や認知症の方への対応の仕方について学ぶ。

受講者目標:700人、約60分~90分/回

- 小学校での認知症サポーター養成講座。
 - 未実施校での開催。(1小学校)
- ◇ 徘徊見守り訓練およびネットワーク構築の促進
 - ┃・横手市全域で実施する。 (5箇所程度)
- ③ 成年後見制度利用支援事業

低所得の高齢者に係る成年後見制度の申立てに要する経費や成年後見人等の報酬助成の実施。

④ 介護相談員派遣事業

施設利用者の疑問や不満、不安の解消を図るため、介護相談員派遣事業を行う。

◇ 地域支援事業以外の事業

I 介護予防支援事業(指定介護予防支援事業所)

要支援1~2認定者に対するサービス利用等に係る介護予防支援を行う。

Ⅱ 市民後見推進事業

親族等による成年後見が困難な方の増加が見込まれることから、日常的な金銭管理等の権利擁護を 行う市民後見人を養成し、その活動を支援する。

伞成30年度事業実績

平成31年4月1日 横手市 市民福祉部

介護予防・生活支援サービス事業

1 通所型サービス

(1)運動器機能向上プログラム

項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度
実人数	188	182	165
延人数	2, 823	2, 341	2, 446

(3) 栄養機能向上プログラム

項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度
実人数	23	10	9
延人数	23	10	9

(5) 認知機能向上プログラム

項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度
実人数	188	182	165
延人数	2, 823	2, 341	2, 446

2 訪問型サービス

認知機能向上プログラム

項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度
実人数	30	121	255
延人数	510	139	409

3 介護予防ケアマネジメント

計画作成状況(推移)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	累計
	H29	261	271	277	277	278	279	276	286	292	295	291	310	3, 393
市光丹名字	1123	130	139	147	153	158	160	171	179	177	171	176	176	1, 937
事業対象者	H30	307	318	313	302	304	328	332	346	337	335	353	350	3, 925
	1130	186	181	184	178	183	185	185	197	194	192	196	205	2, 266
	H29	80	72	79	76	71	71	79	80	90	90	94	86	968
T-15.	1123	60	58	63	60	60	59	67	69	78	71	76	68	789
要支援1	H30	85	81	72	75	77	81	87	87	93	91	92	91	1,012
	1150	70	68	60	61	65	68	74	72	74	76	78	77	843
	H29	221	220	225	215	211	211	207	210	204	207	204	203	2, 538
要支援 2	1129	163	160	165	157	157	156	156	161	151	147	157	155	1,885
	H30	200	202	189	185	190	173	169	203	203	207	203	206	2, 330
	1130	152	154	145	145	152	133	138	160	158	168	161	166	1,832

(各下段は居宅介護支援事業所への一部委託)

(2) 口腔機能向上プログラム

項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度
実人数	34	24	28
延人数	97	310	232

(単位:人)

(4) うつ・閉じこもり予防プログラム

項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度
実人数	84	191	41
延人数	206	913	460

一般介護予防事業

1 介護予防把握事業

基本チェックリスト実施状況 (単位:人)

項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度
配布数	5, 467	7, 373	7, 312
実施者数	2, 497	5, 122	5, 134

2 介護予防普及啓発事業

(単位:回・人)

項目	平成2	平成28年度		29年度	平成30年度	
(共日)	回数	延参加数	回数	延参加数	回数	延参加数
口腔機能向上	30	433	47	784	30	403
栄養改善	10	119	5	76	6	50
うつ・閉じこもり予防講座	12	159	11	148	0	0
認知症予防講座・講話	36	543	41	618	33	686
物忘れ相談(タッチパネル)	49	594	34	477	18	211
介護予防等講話	39	1,006	31	950	68	1, 245
その他講話	2	91	16	280	2	37
計	178	2, 945	185	3, 333	157	2,632

3 地域介護予防活動支援事業

介護予防普及講座

テーマ	内容	参加者数
	高齢者が住み慣れた地域でいきいきと暮らし続けられるように介護予防への理解と普及を目的として、医師、精神保健福祉士、栄養士などの専門職種を講師とした講座を実施。	1 回目25人 2 回目26人 合計 51人 (実28人) 修了証交付者 23人

介護予防普及フォローアップ講座

テーマ	内容	参加者数
■H30年11月21日 自分の地域を知り、介護予防の実践イメージをつかむことができる。	グループワーク方式 ①介護予防普及講座の振り返り ②自分の地域を知ろう(生活支援リスト) ③自分の地域で介護予防を実践するとしたら ④身近な所で活躍している人、団体 (社会福祉協議会) ※受講者12名中7名が介護予防サポーターに登録。	12名

介護予防サポーター情報交換会

テーマ	内容	参加者数
介護予防サポーター情報交換会	介護予防サポーター自らの介護予防の のための「集いの場」、活動状況やサ ポーターとしての意欲・意識の向上を 図るため情報交換会を実施した。	20人

包括的支援事業

1 総合相談支援業務

平成30年4月~平成31年3月

(1)対象者の状況

(単位:件) 相談区分 新規 継続 933 934

対象者の世帯	(単位	: 件)	
独居	高齢世帯	その他	
592	396	877	

対象者の認定区分

要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	その他※
64	130	129	104	73	37	21	1, 323

※その他~未申請、申請中

相談者 (重複有)

11:18 T	124 14 /		
本人	家族	関係機関	その他
899	728	1125	78

相談対象者の地区状況

構手	山内	平鹿	十文字	増田
154.1	H1.1			7 1 11
710	10	292	360	169
I . -k -	[. <i>L.U.</i>	<i></i>	→ <i>b</i> i	
	大雄	(推物川	巾外	
175	86	93	Q	
110	80	90	3	

その方法 (重複あり) 単位:(件)/(時間) (2)相談・支援の方法

訪問	電話	面接
617	764	569
405. 8	196. 9	358. 3

(3) 時間外対応状況

(転送電話からの対応等)

件数	時間(分)
9	95

(4) 相談種別の内容 (重複有)

単位: (件) /(時間)

	総合相談支援					権利擁護				ווו				
	介護相談	地域支援・連携	福祉事業	医療・入院	施設入所	ケアマネ支援	認知症	精神疾患	成年後見	高齢者虐待	消費者被害	D V	、ニケア会議	その他
件数	768	88	256	168	109	169	388	133	3	46	0	6	14	68
時間	319. 4	28. 4	174. 3	115. 3	64. 4	48.6	203. 0	93. 2	1. 1	30. 4	0	9. 6	15. 0	32. 0

2 権利擁護事業

◇ 高齢者虐待の対応状況(養護者による虐待) (単位:件)

	よる虐待)	(.	単位:作)
(1)通報(届出件数)	平成28年度	平成29年度	平成30年度
件数	11	17	20
うち、虐待と認定した数	4	4	15
(2) 虐待の種別 ※	平成28年度	平成29年度	平成30年度
身 体 的 虐 待	10	8	13
介護等の放棄等	1	5	5
心 理 的 虐 待	0	0	4
性 的 虐 待	0	0	0
経済的虐待	0	4	2
(3) 通報(届出)の経路	平成28年度	平成29年度	平成30年度
本人	0	3	0
親族	0	2	2
職務上知り得た者	11	12	16
その他(一般市民等)	0	0	2
(4) 被虐待者の性別	平成28年度	平成29年度	平成30年度
男	4	6	5
女	7	11	15
(5)被虐待者の年齢	平成28年度	平成29年度	平成30年度
65 歳 ~ 69 歳	0	2	2
70 歳 ~ 79 歳	6	9	3
80 歳 ~ 89 歳	3	6	14
90 歳 ~ 99 歳	2	0	1
100 歳 以 上	0	0	
(6)被虐待者と虐待者の続柄 ※	平成28年度	平成29年度	平成30年度
配偶者	2	3	5
息 子	7	9	5
娘	1	1	4
息子の配偶者	0	3	2
娘の配偶者	0	0	0
兄 弟 姉 妹	0	0	1
	0	0	1 3
兄 弟 姉 妹			
兄弟姉妹その他	1	1	3
兄 弟 姉 妹 そ の 他 (7)対応状況 ※ 事 実 確 認 措置入所等による保護等	1 平成28年度	1 平成29年度	3 平成30年度
兄 弟 姉 妹 そ の 他 (7) 対応状況 ※ 事 実 確 認 措置入所等による保護等 立 入 調 査	1 平成28年度 8	1 平成29年度 14	3 平成30年度 12
兄弟 姉妹 その 他 (7) 対応状況 ※ 事実確認 認措置入所等による保護等立入調査 立入調査 面会の制限	1 平成28年度 8 1	1 平成29年度 14 1 0 0	3 平成30年度 12 6 0 6
兄 弟 姉 妹 そ の 他 (7) 対応状況 ※ 事 実 確 認 措置入所等による保護等 立 入 調 査	1 平成28年度 8 1 0	1 平成29年度 14 1 0	3 平成30年度 12 6 0

3 在宅医療・介護連携推進事業

横手市では一人ひとりが地域で安心していつまでも暮らすことができるよう、地域包括ケ

体制の構築を目指して「在宅医療・介護連携推進事業」を実施。

○主な活動内容

(1) 在宅医療・介護に関する地域住民への普及啓発

1) 出前講座 (アウトリーチ講座) 29か所で実施:参加者719人

- テーマ : ・地域包括ケアシステムについて
 - ・老い方上手、おさめ方上手
 - ・ 在宅医療について
 - 認知症予防、介護予防

2) 在宅医療介護普及講座

『口腔ケアについて学んでみませんか?』について

- ① 歯科医師による講話 「高齢期における口腔ケアと在宅歯科診療」
- ②保健師による講話 「よく噛んで認知症予防」

地域	実施場所	開催日		参加人数
雄物川	雄物川保健センター	平成30年10月18日	(木)	47人
十文字	十文字B&G海洋センター	平成30年10月23日	(火)	22人
横手	横手就業改善センター	平成30年10月24日	(水)	16人
大雄	大雄ふれあいホール	平成30年10月25日	(木)	21人
大森	大森図書館	平成30年10月30日	(水)	15人
増田	増田地区多目的ホール	平成30年11月8日	(木)	21人
山内	山内公民館	平成30年11月13日	(火)	20人
平鹿	ゆとり館	平成30年11月15日	(木)	17人

(2) 医療・介護関係者の研修

1) 職種別情報交換会

◆ 看護職・介護支援専門員への研修

	実施月日	実施場所	職種	テーマ	参加人数
1	Н30. 7. 11	Y2ぷらざ	看護師 保健師	介護保険事業所集団指導につ いて意見交換	19人
2	Н30. 8. 31	雄物川保健 センター	介護支援 専門員	~ケアマネジャーの通信簿 ~	100人
3	Н30. 11. 14	サンサン横手	看護師 保健師	防災マップの有効活用について	17人
4	Н31. 1. 18	横手市消防本部 訓練室	介護支援専門員・ へルパー	「応急手当・救命処置」を字 ぶ 「普通救命講習1	25人
5	Н31. 3. 6	サンサン横手	看護師保 健師	「ハンドトリートメントで5感 リフレッシュ!」	19人

2) 多職種連携研修会

◆ 圏域(ブロック)別研修会・全体会の研修

	実施月日	実施場所	テーマ	参加人数
1	Н30. 9. 26	雄物川保健 センター	「知っていますか?成年後見制度」 ~尊厳ある暮らしを支えるために~	36人
2	Н30. 10. 2	Y2ぷらざ	「知っていますか?成年後見制度」 ~尊厳ある暮らしを支えるために~	44人
3	Н30. 10. 10	平鹿生涯学習 センター	「知っていますか?成年後見制度」 ~尊厳ある暮らしを支えるために~	40人
4	Н31. 2. 26	横手セントラル ホテル	「認知症のおはなし~非サポート医から~」 「認知症施策から考える多職種連携のあり方」	208人

(3) その他

★ 秋田大学医学部保健学科保健師コース統合看護実習 Ⅱ

実 習 期 間: 平成30年11月26日~12月7日 実習生10人

実 習 目 的: 市民の健康と暮らしを守るために地域で多様に展開されている健康

管理・予防対策について健康危機管理(災害対策、暴力・虐待対策) 活動から理解を深め、地域資源の活用、多職種・多機関連携など

保健活動の展開の実際について学ぶ。

実習テーマ: ① 横手市大森地域における地域包括ケアシステムの構築に向けて

② 横手市山内地域における地域包括ケアシステムの構築に向けて

★ WHO 認知症に関する専門家ワークショップへの招待講演

ワークショップテーマ: 「科学的エビデンスを自治体の施策に反映する

優良なモデル自治体づくりを促進するメカニズムとは」

参加者: 8か所の地方自治体職員及び学術界の専門家

開催日 : 平成31年3月13日~14日 会 場 : ホテル メルパルク横浜

報告者: 「秋田県横手市における認知症対策事業の取り組みについて」

在宅医療連携推進係 保健師副主幹 高橋智子

4 認知症総合支援事業・認知症予防事業

(1) 認知症初期集中支援チーム

平成28年度に地域包括支援センター在宅医療連携推進係に設置。先行事業として 西部地域で活動を開始する。30年度からは全市展開となる。

★実施体制

- 1	777				
	設置場所	地域包括支援センター			
	専門職種	保健師 5人 サポート医 5人	主任介護支援専門員 2人		

★実施体制

支援数	3件
訪問人数(延べ)	19人
チーム員会議の開催	6回(1件あたり3回程度)

★初期集中支援の内容

支援経路 … 本人や家族、介護支援専門員、民生委員、近隣住民など

支援結果 … 医療機関への受診、介護保険の申請、介護保険サービスの利用

本人・家族への支援、服薬管理、継続的な医療支援

(2) 認知症地域支援推進員の活動について

認知症地域支援推進員は包括支援センター内に4人配置。 認知症カフェの設置や、認知症について地域住民への普及啓発に努める。

★認知症カフェの設置

<u>認知症カフェに特化したものではなく、誰でも気軽に立ち寄れる</u>場として設立。 メンタルヘルスサポーター・認知症サポーターを中心に11人で活動開始する。

開 催 日 … 毎月第4火曜日 雄物川保健センターにて13:30~15:30まで開催

参加人数…25人(H30年5月~H31年3月まで)

参加者状況…認知症の方本人、近所の高齢者、メンタルヘルスや認知症に 関心がある方など西部地域以外からの参加者もいた。

(3) 物忘れ健診の実施

対象者: 市内に住所を有する40歳以上の市民。7地域で開催。

内 容: 1次健診(物忘れ相談プログラムMSP) \Rightarrow (TDASプログラム) \Rightarrow

保健師による結果説明と事後指導 ⇒ サポート医による講話

健診内訳 (単位:人)

項目	増田	平鹿	雄物川	大森	十文字	山内	大雄	計
1次健診(MSP)	72	32	21	27	12	14	19	197
2次健診(TDAS)	15	4	7	7	3	4	9	49
要医療	3	1	2	2	1	0	1	10

【 要医療者の10人内訳 】

医療機関受信者 … 9人(異常なし 2人、経過観察 3人、治療中 3人)

精神疾患にて治療 1人

医療機関受信者 … 介護予防教室への参加

(4) 認知症予防講演会の実施

開催日 : 平成30年11月10日(土) 14:00~15:30

会 場 : 条里南庁舎 講堂

テーマ : 「 普通のヒトでいるために続けよう 笑って動いてエイエイオー 」

講 師 : 認知症予防専門士・利根川Kスタジオ主宰

利根川久女紅(とねがわくにこ)氏

参加者 : 180人

(5) 適時適切な医療・ケアを目指した、認知症の人等の全国的な情報登録・追跡 を行う研究(オレンジレジストリ)への協力

実 施 主 体: 秋田大学高齢者医療先端研究センター

国立研究開発法人 国立長寿医療研究センター

内 容:65歳以上で認知症の治療を受けていない人等を対象に情報登録

追跡を行う研究。

認知機能と体力測定を年1回5年間実施。定期的に認知症の予防

や治療薬などの最新情報を得ることができる。(無料)

実 施 地 域 : 西部地域 (雄物川・大森・大雄)

実 施 期 間: 平成30年10月~平成31年2月

登録者数:107名の参加で106名登録(1名は認知症の治療が必要となり除外)

(6) 認知症・在宅医療連携に関する相談支援実績

1)対象者の状況

【相談件数】 (単位:件)

	111/
実人数	延べ人数
71	170

【世帯状況】 (単位:件)

独居	高齢世帯	その他
37	20	122

【相談者(重複有】

(単位:件)

I	本人	家族	関係機関	その他
	61	74	62	5

2)相談・支援の方法(重複有)

【相談経路】

(単位:件)

訪問	電話	面接
63	111	66

3) 相談種別の内容 (重複有)

(単位:件)

١	\	総合相談支援								
		介護相談	地域支援・連携	医療・入退院	施設入所	ケアマネ支援	認知症	精神疾患	そ の 他	
	件数	73	54	75	13	25	72	67	19	

4) 関係機関との連携状況

(単位:件)

医療機関	行政	居宅・事業所	地域関係者	親類	その他
60	49	40	20	46	10

5 地域ケア会議推進事業

毎月の定期開催の他、随時のミニケア会議を8地域で開催

地域	定期開催	ミニケア会議
東部地域	42	5
西部地域	36	9
南部地域	34	8

任意事業

1 認知症高齢者見守り事業

(1) 認知症サポーター養成講座

(単位:回・人)

受講団体	平成2	8年度	平成29年度		平成30年度	
文 碑 凹 件	回数	参加者	回数	参加者	回数	参加者
いきいきサロン	2	31	1	19	3	37
JA	1	32	1	86		
地区婦人会等	1	7	1	34		
福祉施設	3	70	4	81	1	14
学校等/教員・保護者	7	91	9	298	8	385
PTA連合会	1	139				
警察署	1	30				
金融機関/郵便局	2	13	1	6		
自治会	7	165	5	94	3	64
民生児童委員/福祉協力員			2	102		
企業	1	8	1	22	1	12
その他	5	130	1	11	6	155
合 計	31	716	26	753	22	695

(2) 小学校での認知症サポーター養成講座

(単位:回・人)

受講小学校	平成28	年度	平成29	年度	平成30年度	
文神小子仪	学年	参加者	学年	参加者	学年	参加者
醍醐小学校	4年	27	4年	29	4年	25
十文字第一小学校			5年	68		
十文字第二小学校	5・6年年	35			4·5·6年	43
吉田小学校						
栄小学校						
大雄小学校						
増田小学校						
睦合小学校						
植田小学校						
横手北小学校	4年	53	4年	49	4年	55
横手南小学校	5年	98				
横手旭小学校					4年	69
大森小学校	4年	49	4年	34	4年	45
浅舞小学校	4年	91				
朝倉小学校			4年	58		
雄物川小学校			4年	72	4年	52
山内小学校			4年	22	4年	14
合 計		353		332		303

(3) 徘徊見守り訓練

	実施地域	参加人数
平成28年度	横手(黒川)・増田・大森・雄物川 大雄・十文字	6地域 313 人
平成29年度	雄物川・大森・横手(朝倉)	3地域 163人
平成30年度	横手(朝倉・金沢)・雄物川・大森	3地域 116人

2 介護相談員派遣事業

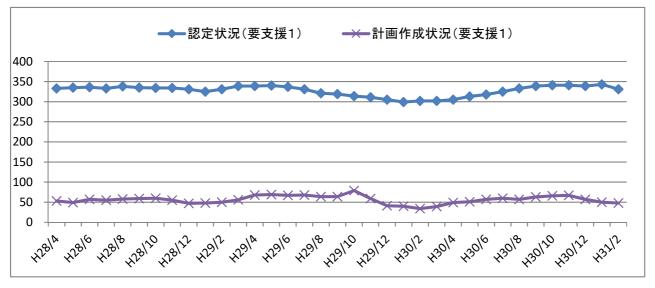
派海車業託鍾則		箇所数		訪問回数			
派遣事業所種別	H28	H29	Н30	H28	H29	H30	
グループホーム	16	16	15	274	271	237	
特別養護老人ホーム	16	16	16	299	289	264	
介護老人保健施設	4	4	4	72	68	58	
デイサービス	2	2	2	33	37	23	
障がい者支援施設	2	3	3	40	37	57	
ケアハウス	1	1	1	10	7	8	
養護老人ホーム	1	1	1	21	24	21	
有料老人ホーム		1	1	10	15	14	
短期入所生活介護	6	6	6	115	105	94	
計	48	50	49	874	853	776	

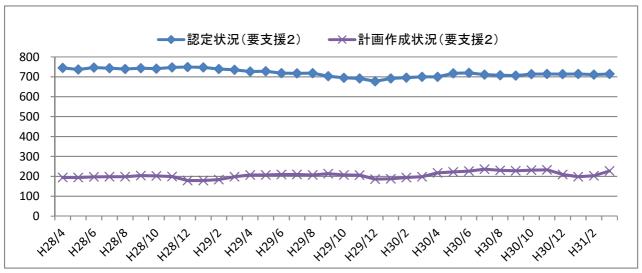
介護予防支援事業(対象:要支援1・2)

要介護認定状況・計画作成状況(推移)

(単位:人)

項			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	累計
		H28	333	335	336	333	338	335	334	334	331	325	331	339	4,004
	認定者数	H29	339	340	337	331	321	319	314	311	305	299	302	302	3,820
		H30	305	313	318	325	333	339	341	341	339	343	331	334	3, 962
	計画作成数	H28	53	49	57	55	58	59	60	55	47	48	50	56	647
要支援 1	可四个双数	ПZО	35	34	37	37	40	39	40	36	31	33	34	38	434
	(各年度下段	H29	68	69	67	68	64	64	79	59	41	40	34	39	692
	は居宅介護	1129	45	47	46	45	44	46	67	46	31	31	26	29	503
	支援事業所 へ一部委託)	H30	49	51	57	60	57	63	66	67	57	50	48	57	682
		1130	47	39	44	48	48	52	55	55	50	43	41	49	571
	認定者数	H28	745	737	746	743	739	743	741	747	749	747	739	735	8,911
		H29	726	728	718	717	718	703	695	692	677	692	696	700	8, 462
		H30	700	717	720	711	708	706	713	714	713	714	711	714	8, 541
	計画作成数	H28	194	194	197	198	198	204	202	199	179	179	184	198	2,326
要支援2	可固下炒級	1120	124	122	124	126	128	133	131	129	122	127	133	140	1,539
	(各年度下段	H29	207	207	209	209	207	213	207	206	186	188	194	198	2,431
	は居宅介護	1123	147	153	156	158	158	162	156	158	144	148	153	155	1,848
	支援事業所 へ一部委託)	H30	217	222	226	236	230	228	231	233	209	198	203	227	2,660
	, 的女们	1100	177	176	179	188	185	184	184	191	171	166	171	191	2, 163





予防サービス種別利用状況(延人数)

通所型サービス(短期集中通所型事業)

計

合

(単位:人) 延利用者数 サービス種別 H28 H29 H30 護 防 涌 所 介 防 予 問介 訪 護 予防福祉用具貸与 2,382 2,762 2,966 予防短期入所生活介護 129 136 175 予防通所リハビリテーション 187 241 277 予防訪問看護 19 36 53 予防訪問リハビリテーション 117 137 123 訪問型サービス(総合事業指定事業所) 2,722 2,852 2,844 通所型サービス(総合事業指定事業所) 4,924 5,592 6,067

882

11,362

予防通所介護、訪問介護は 平成27年度より順次、総合 事業の通所型サービス、訪 問型サービスへ移行し、平成 28年3月末にて全て移行と なりました。

※予防住宅改修及び予防福祉用具は直接 支援した利用者数(住環境コーディネー

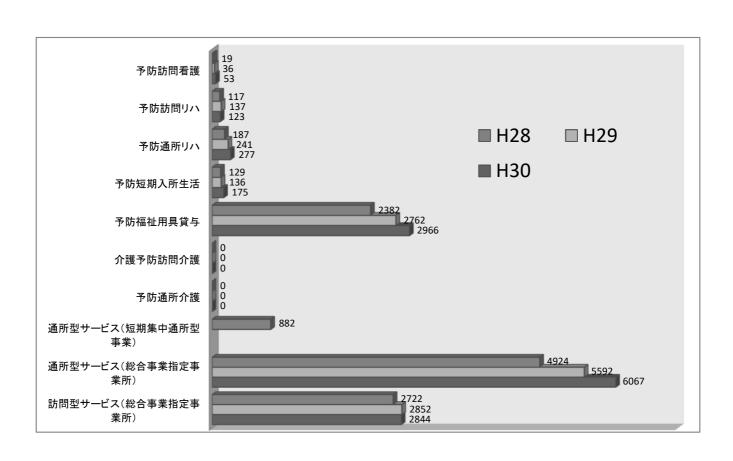
(重複利用有り)

707

13,212

660

12,416



市民後見推進事業

1 市民後見人養成研修

(単位:人)

			Н30	累計 (H23~H30)
基礎研修	修 7月11日~8月1日 (4日・21科目)	受講者数	8	165
圣诞 训修		修了者数	8	122
宝母瓜攸	10月3日~11月7日	受講者数	7	74
実践研修	(6日・16科目)	修了者数	6	58

2 市民後見人フォローアップ研修

No.	日時	内容	テーマ	受講者
1	7月27日	講話	養成研修の振り返り 『成年後見制度を取り巻く関係諸制度 〜介護保険制度・高齢者施策〜』	14
2	9月26日	講話	認知症サポーター養成講座	11
3	10月31日	講話	対人援助の基礎	11
4	3月13日	講 話 市民後見人活動報告	①『家庭裁判所と市民後見人の関わり』 ②市民後見人活動報告	24

(単位:人)

	名簿登録者	名簿未登録者	計
参加実人数	23	6	29
延べ人数	47	13	60

3 成年後見制度に関する相談

	定期	相談			
日時	第1回	第2回	随時相談	計	
	9月14日 11月28日				
相談件数	3	1	16	20	

4 その他

市民後見人名簿登録者数	28名	
市民後見活動者数	8名	H29新規1名、4/30現在1名手続き中
市長申立件数	1件	
親族申立支援件数	1件	
成年後見制度利用支援申請者数	2名	

民生委員児童委員

民生委員は、民生委員法に基づいて厚生労働大臣から委嘱され、任期は3年であり、すべての 委員は、児童福祉法により児童委員を兼ねております。

その活動の主なものは、社会奉仕の精神をもって、経済的に困っている人や心身障がい者、児 童、老人等で問題を抱えている人々の相談、援助活動を行っています。

横手市には、定数で313人の民生委員・児童委員(内32人は主任児童委員)がおり、地域の社会福祉推進のために活躍しています。

①地区別民生児童委員

平成31年4月1日現在

(各地区(単位)民生児童委員協議会定員)

単位:人

地区民児協名	南	北	朝倉	旭	栄	境町	黒川	金沢
民生委員	25	13	12	12	12	5	5	7
主任児童委員	2	2	2	2	2	2	2	2
計	27	15	14	14	14	7	7	9

地区民児協名	増田	平鹿	雄物川	大森	十文字	山内	大雄	合計
民生委員	27	40	30	25	41	13	14	281
主任児童委員	2	3	2	2	3	2	2	32
計	29	43	32	27	44	15	16	313

②分野別相談状況

単位:件

分	区	分	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
野別	高齢者に関する	ること	3, 961	4, 012	3, 284	2, 743	2, 585
相談	障がい者に関す	ること	366	259	253	352	243
•	子どもに関する	ること	1, 286	1, 446	1, 386	1, 100	1, 322
支援	その他		1, 807	1, 714	1, 688	1, 420	1, 272
件数	計		7, 420	7, 431	6, 611	5, 615	5, 422

③内容別相談·支援件数

単位:件

_	_						中世・円
	区	分	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
	地域·	在宅福祉	761	716	564	333	241
内	介護	保険	128	104	130	84	62
容	健康・	保健医療	242	264	206	167	214
別	子育て・	母子保健	162	142	87	105	103
	子どもの)地域生活	532	534	616	292	566
相	子 ど も 学 校	の 教 育 ・ 生 活	501	690	608	644	632
談	生	活費	144	141	100	66	62
	年 金	保険	49	29	26	24	29
支	仕	事	41	31	28	25	38
	家族	関係	209	220	215	144	169
援	住	居	159	121	98	124	76
件	生 活	環境	608	836	479	490	318
数	日常	的支援	1,930	1, 798	1, 686	1, 514	1, 471
	そ	の 他	1, 954	1, 805	1, 768	1,603	1, 441
		計	7, 420	7, 431	6, 611	5, 615	5, 422

生活困窮者自立支援事業

平成27年4月に施行された生活困窮者自立支援法に基づき「自立相談支援事業」を実施している。市役所本庁舎1階に「横手市くらしの相談窓口」を設置し、複合的な課題を抱え、生活困難のリスクに直面している生活困窮者に対し、日常生活での自立や社会的、経済的自立に向けた個別的、包括的、経済的な支援を行っている。

また、平成30年度からは、家計改善支援事業を実施している。

1. 相談者数 (実人数)

	男性	女性	不明	計
平成 30 年度	101	102	0	203
平成 29 年度	95	85	0	180
平成 28 年度	80	65	0	145
累計	276	252	0	528

2. 年齢別

	10代	20 代	30 代	40 代	50 代	60 代	70 代	80 代	不明	計
平成 30 年度	0	10	23	30	33	57	29	21	0	203
平成 29 年度	1	11	23	35	30	45	24	11	0	180
平成 28 年度	0	10	14	26	23	32	23	17	0	145
累計	3	27	61	87	92	108	59	36	9	528

3. 相談内容

	平成 30 年度	平成 29 年度	平成 28 年度	累計
病気や健康、障害	97	60	53	169
住まい	41	33	25	87
収入・生活費	132	117	100	328
家賃やローンの支払い	48	20	27	85
税金や公共料金等の支払い	48	26	30	83
債務	37	31	23	74
仕事探し・就職	44	39	40	142
仕事上の不安やトラブル	14	7	3	19
地域との関係	5	7	7	16
家族との関係	42	36	27	89

子育て	9	5	1	13
介護	25	22	17	54
ひきこもり・不登校	3	15	6	25
DV·虐待	4	2	0	5
食べるものがない	17	12	12	32
その他	21	32	12	53
計	587	464	383	1, 274

4. 支援実績(支援実施延べ回数)

	平成 30 年度	平成 29 年度	平成 28 年度	累計
電話相談等	555	401	301	1, 257
訪問·同行支援	240	277	299	816
面談	624	433	467	1, 524
支援調整会議	87	73	90	250
他機関との会議・協議等	415	389	456	1, 260
その他	68	62	38	168
計	1, 989	1, 635	1, 651	5, 275

5. 支援調整会議

	平成 30 年度	平成 29 年度	平成 28 年度	累計
実施回数	11	13	21	45